

第4次京都市男女共同参画計画

きょうと男女共同参画 推進プラン 改定版

～ひとりひとりが輝く 色彩あふれる世界へ～

平成28年(2016)3月



京都市
CITY OF KYOTO

はじめに



京都市長 門川大作

少子高齢化の進行，人口減少時代の到来，生産年齢人口の減少，共働き世帯の増加など，私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。このような変化に対応し，個人，企業・組織，社会全体が発展していくためには，男女共同参画社会の実現が不可欠です。

京都市では，これまで平成15（2003）年に制定した「京都市男女共同参画推進条例」に基づき，男性も女性も一人一人の個性を輝かせ，自らの能力を十分に発揮できる社会を目指して，平成23（2011）年に「第4次京都市男女共同参画計画」を策定し，市民の皆様と共に取り組んでまいりました。

計画の策定から5年が経過し，DV被害者に対する早期対応，働き方の見直しに取り組む中小企業に対する支援，附属機関等における女性委員の登用促進など，着実に前進している施策もありますが，まだ十分な取組ができていない分野も少なくありません。

このような状況の中，この度，京都市男女共同参画審議会からいただいた答申を踏まえ，今後5年間に取り組む施策をまとめた「第4次京都市男女共同参画計画（改定版）」を策定しました。この計画では，「DV対策の強化」，「仕事」・「家庭」・「地域」における「真のワーク・ライフ・バランスの推進」を重点分野に掲げるとともに，「輝く女性応援京都会議」を核として，オール京都体制で女性の活躍推進に取り組むこととしております。人口減少社会を克服するためにも，男女が互いに人権を尊重し，共に支え合うまちの実現に全力を尽くしてまいります。

京都には，素晴らしい地域力，歴史力，文化力，そしてそれらを支える市民の皆様や事業者・地域団体の皆様の人間力があります。より良いまちづくりを「自分ごと」「みんなごと」として捉える志と行動を共有しながら，力を合わせてしっかりと取組を進めてまいりましょう。

最後になりましたが，本計画の策定に多大の御尽力をいただきました京都市男女共同参画審議会の皆様，貴重な御意見をお寄せいただきました多くの皆様に，心から感謝申し上げます。

平成28年3月

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画策定の背景	2
(1) 社会経済情勢等の状況	2
(2) 市民の意識や日常生活の変化	6
(3) 男女共同参画に係る法改正	12
(4) 国の「男女共同参画基本計画」改定	13
(5) 国際的に見た日本の状況	14
3 第4次京都市男女共同参画計画（前半期）の評価と今後の課題	15
第2章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 基本目標	17
3 計画の位置付け及び期間	18
4 重点分野	19
5 目標数値	20
第3章 計画の内容	21
1 計画の体系	21
2 基本目標と今後の方向性	25
基本目標1 個人の尊厳が確立された社会づくり	25
1-1 男女の人権尊重に向けた啓発	26
1-2 配偶者等からの暴力の根絶	27
京都市DV対策基本計画	
基本目標2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり	35
2-1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	36
2-2 仕事における真のワーク・ライフ・バランスの推進	37
2-3 女性の活躍推進のための支援	37

基本目標 3	自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり	39
3-1	家庭における真のワーク・ライフ・バランスの推進	40
基本目標 4	生涯を通じた健康な暮らしづくり	41
4-1	男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透	41
4-2	男女の心とからだの健康づくりの支援	42
4-3	母と子の健康を守る保健医療等の推進	42
基本目標 5	あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり	43
5-1	意思決定の場への男女の均等な参画の促進	44
5-2	地域における真のワーク・ライフ・バランスの推進	44
5-3	男女共同参画を進める市民の力の向上	45
5-4	京都市役所における男女共同参画に向けた条件づくり	45
基本目標 6	男女共同参画の推進に関する国際社会との協調	46
6-1	国際動向の情報収集と市民への情報発信	46

第4章 計画の推進 47

1	推進体制	47
2	京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」の機能の充実	48

参 考 資 料

1	京都市男女共同参画推進条例	52
2	京都市男女共同参画推進条例施行規則	56
3	男女共同参画社会基本法	58
4	配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）	63
5	女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	72
6	男女共同参画に関する年表	79
7	用語解説	85

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の経緯

京都市では、昭和57（1982）年10月に「婦人問題解決のための京都市行動計画」を策定してから現在に至るまで、市民ひとりひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる男女共同参画社会の実現のための取組を進めています。

平成15（2003）年12月には、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「京都市男女共同参画推進条例」を制定しました。

「第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン（平成23（2011）年度～平成32（2020）年度）」が、平成27（2015）年度で計画の前半期が終了することから、平成27年6月に京都市男女共同参画審議会に計画の中間見直しについて諮問を行い、「第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン（改定版）」の策定に向けて検討を進めています。

これまでの京都市における男女共同参画に係る計画等

策定年	計画等
昭和57（1982）年10月	婦人問題解決のための京都市行動計画 昭和57（1982）年度～平成3（1991）年度
平成4（1992）年3月	第2次京都市女性行動計画 ～男女が共に自立，参画，創造する都市・京都21プラン～ 平成4（1992）年度～平成13（2001）年度
平成14（2002）年3月	第3次京都市女性行動計画 きょうと男女共同参画 推進プラン ～ひとが輝き，未来へのゆめを彩るまち・京都をめざして～ 平成14（2002）年度～平成22（2010）年度
平成15（2003）年12月	京都市男女共同参画推進条例制定
平成19（2007）年3月	第3次京都市女性行動計画 きょうと男女共同参画 推進プラン（改定版） ～ひとが輝き，未来へのゆめを彩るまち・京都をめざして～ 平成19（2007）年度～平成22（2010）年度
平成23（2011）年3月	第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同 参画推進プラン ～ひとりひとりが輝く 色彩あふれる世界へ～ 平成23（2011）年度～平成32（2020）年度

2 計画策定の背景

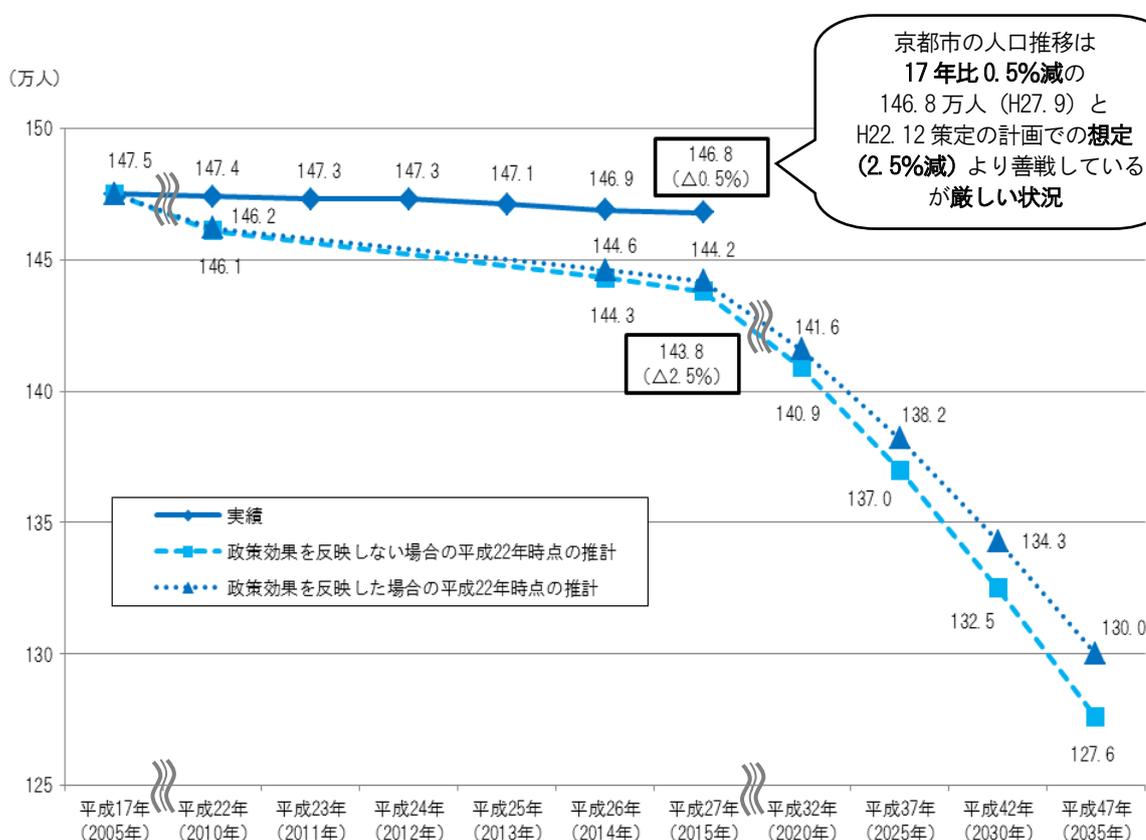
(1) 社会経済情勢等の状況

少子・高齢化の進行

- 京都市の人口は、平成22（2010）年度の京都市基本計画（京プラン）策定時の推計で、平成27（2015）年に143万8千人まで減少（平成17年比2.5%減）とされていましたが、「京プラン」の取組等により、これまでのところは、平成27年9月時点で146万8千人（平成17年比0.5%減）であり、一定歯止めがかかっています。

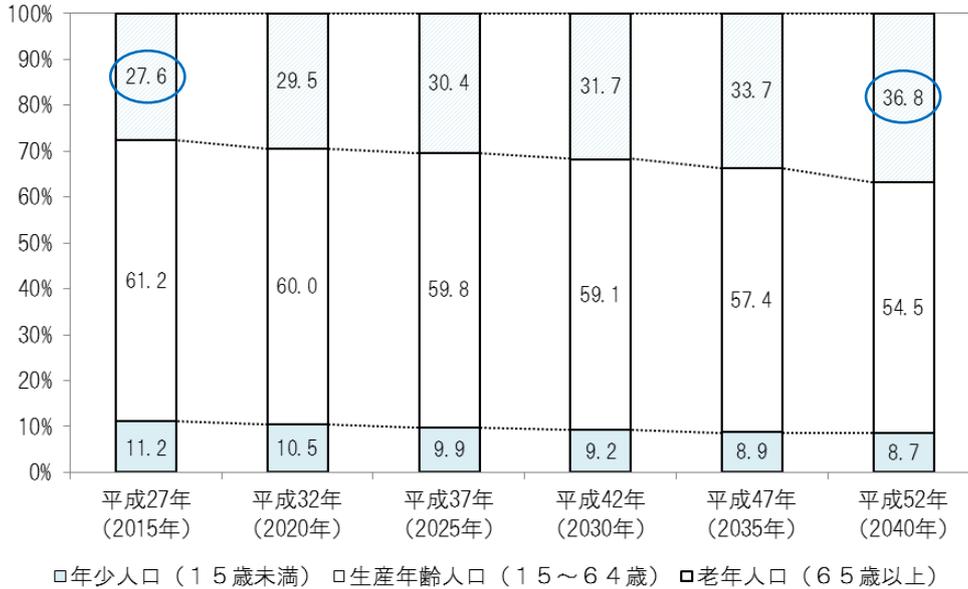
京都市基本計画における京都市の推計人口

（資料：「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略）



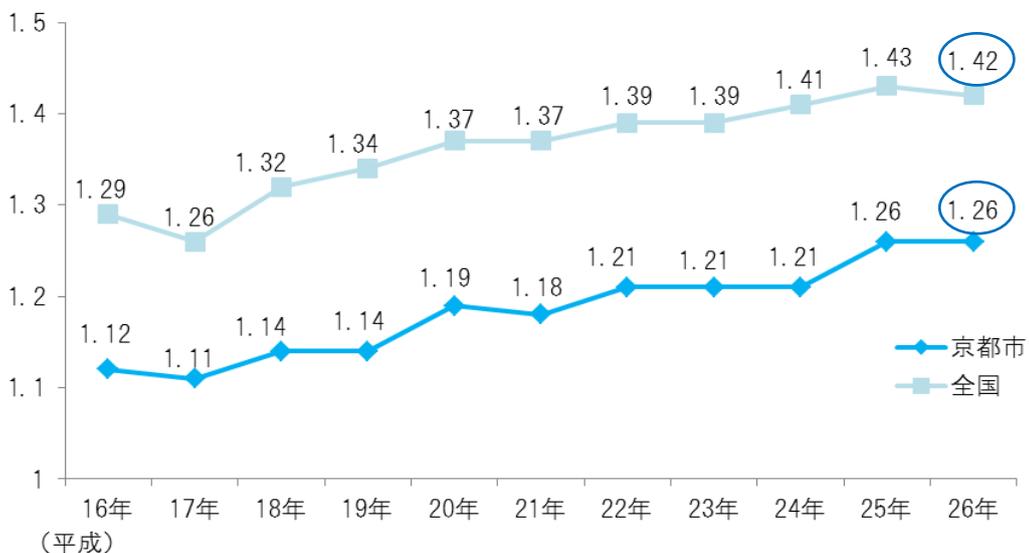
- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」によると、平成27（2015）年における65歳以上の総人口に占める人口割合は27.6%となっており、25年後の平成52（2040）年には36.8%と大きく上昇することが予想されています。

将来推計人口の年齢別割合の推移（資料：国立社会保障・人口問題研究所）



- 近年、未婚化，晩婚化，晩産化が進行しており，全国的に合計特殊出生率が低下しています。京都市の平成26（2014）年の合計特殊出生率は，全国平均（1.42）を下回る1.26となっており，人口を維持するために必要な数値（2.07）を大幅に下回っています。

合計特殊出生率の推移（資料：厚生労働省，京都市）

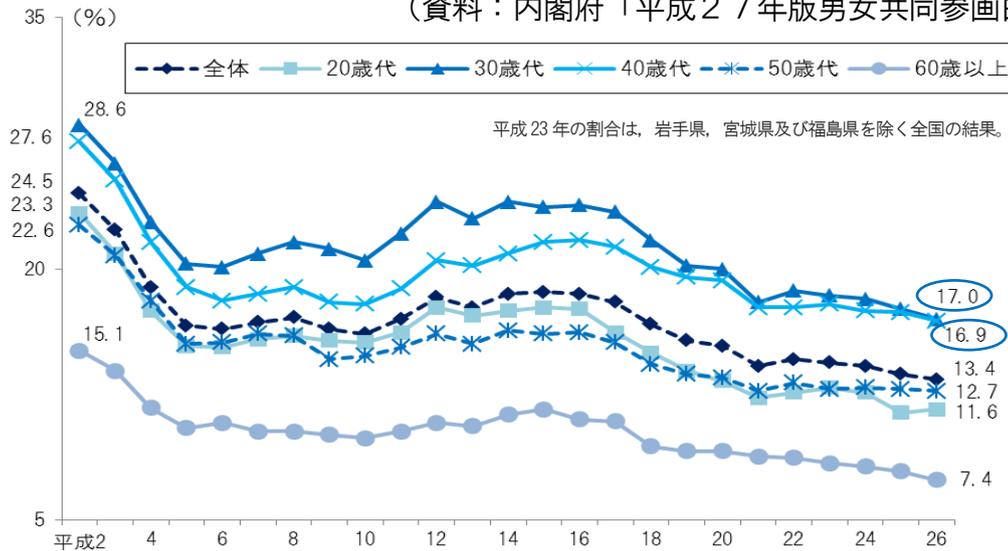


就業をめぐる状況

- 平成26（2014）年の男性の週労働時間60時間以上の就業者の割合は全体で13.4%となっており、年齢階級別にみると、子育て期にある30歳代は17.0%、40歳代は16.9%と他の年代に比べ、高い水準になっています。

週労働時間60時間以上の男性就業者の割合

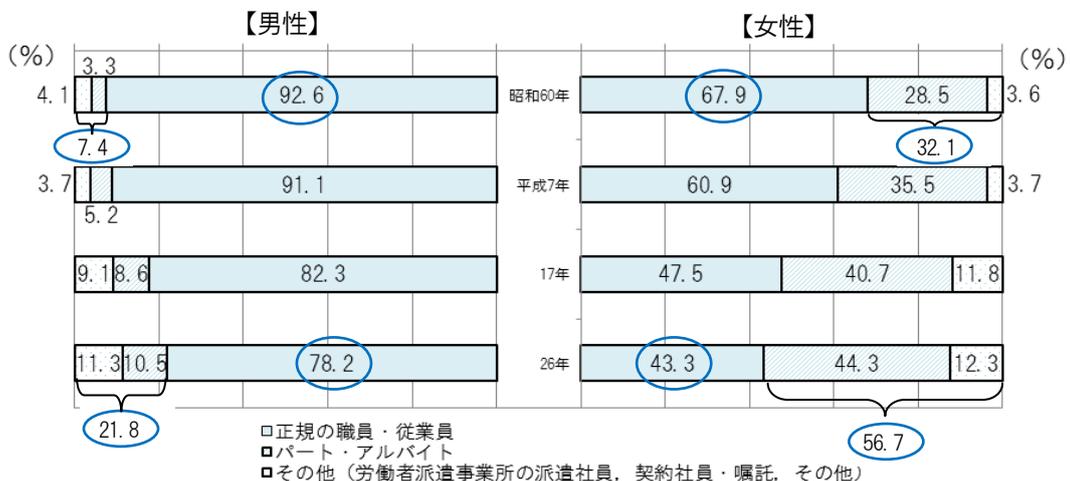
（資料：内閣府「平成27年版男女共同参画白書」）



- 内閣府「平成27年版男女共同参画白書」によると、正規の職員・従業員が雇用者全体（役員を除く）に占める割合について、女性は昭和60（1985）年に67.9%でしたが、平成26（2014）年には43.3%にまで減少しています。男性についても、昭和60年は92.6%でしたが、平成26年には78.2%に減少しています。つまり、男女ともパート・アルバイト等の非正規雇用者の割合は上昇傾向にあります。特に女性では、その割合が昭和60年の32.1%から平成26年には56.7%にまで上昇し、過半数を占めています。

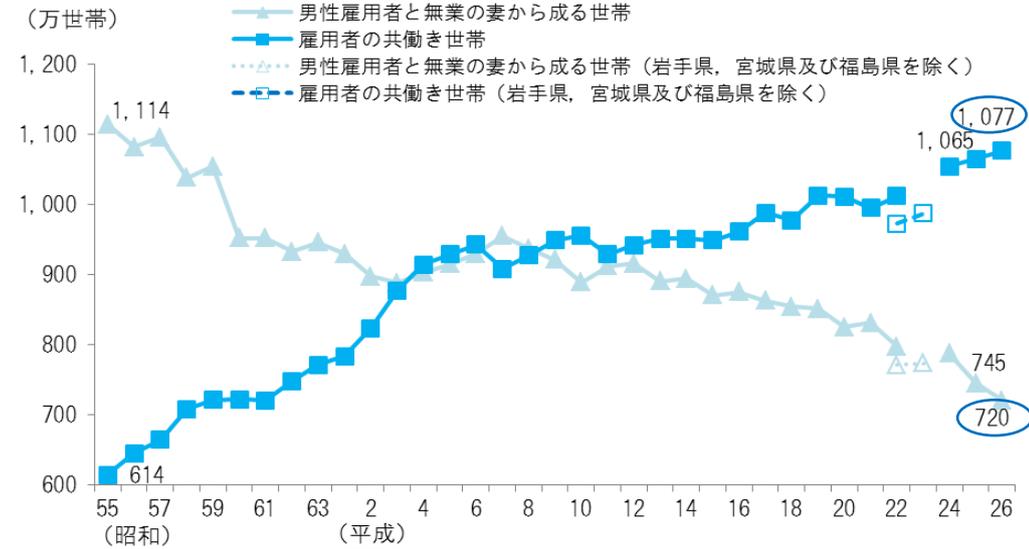
雇用者（役員を除く）の雇用形態別構成割合の推移

（資料：内閣府「平成27年版男女共同参画白書」）



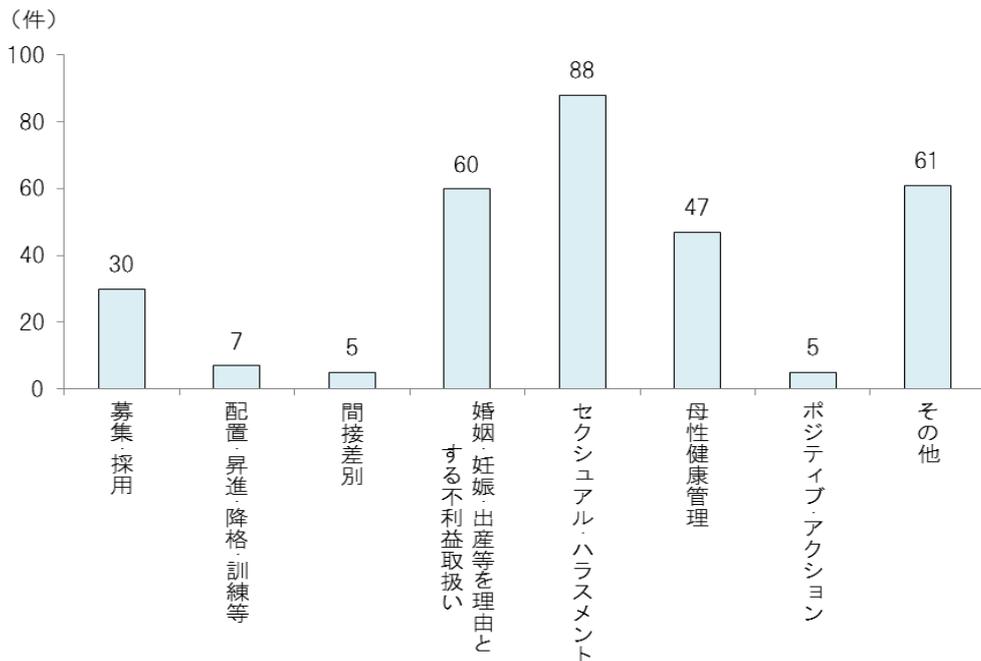
- 夫婦共に雇用者の共働き世帯数は年々増加しており、平成26（2014）年には、共働き世帯が1,077万世帯となっており、男性雇用者と無業の妻からなる世帯720万世帯を大きく上回っています。一方で、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性は多く、第一子出産を機に女性の約6割が退職しています。

共働き世帯数の推移（資料：内閣府「平成27年版男女共同参画白書」）



- 平成26（2014）年度に京都労働局に寄せられた「男女雇用機会均等法」に係る相談内容は、303件中セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）に関するものが88件（29.0%）と最も多く、次いで妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関するものが60件（19.8%）となっています。

男女雇用機会均等法に係る相談内容（資料：京都労働局）



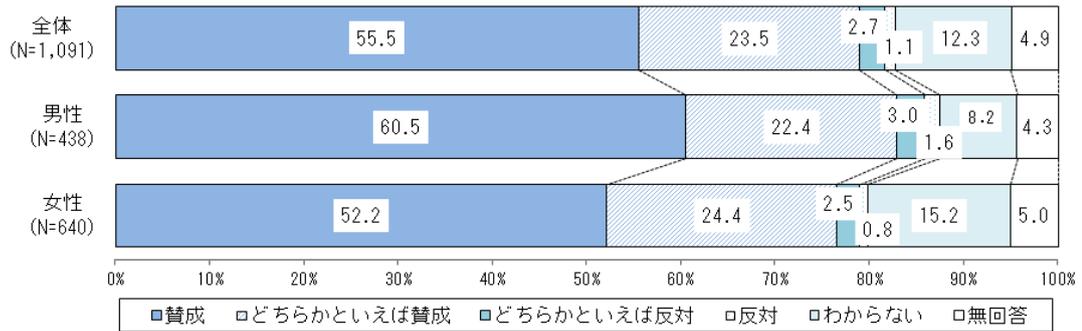
(2) 市民の意識や日常生活の変化

平成26（2014）年に実施した「京都市男女共同参画に関するアンケート」によると、市民の意識や日常生活の変化は以下のとおりになっています。

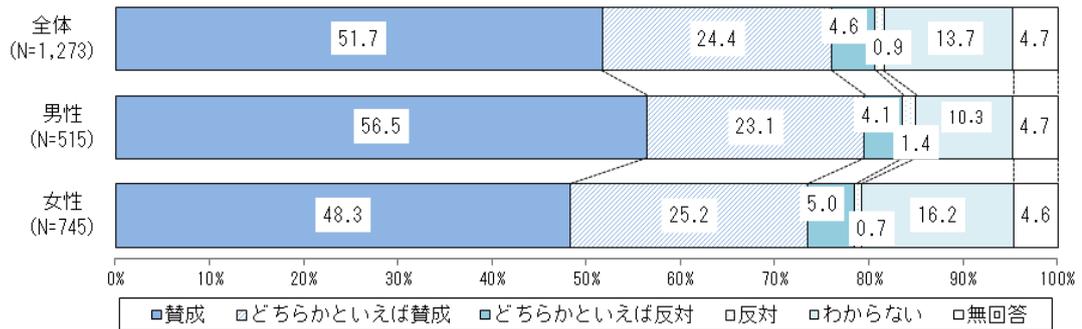
男女共同参画に関わる意識について

○ 男女共同参画の推進についての考え方

男女共同参画を推進していくことについて、「賛成」（79.0%）が前回調査（平成21年度）より2.9ポイント上昇しています。

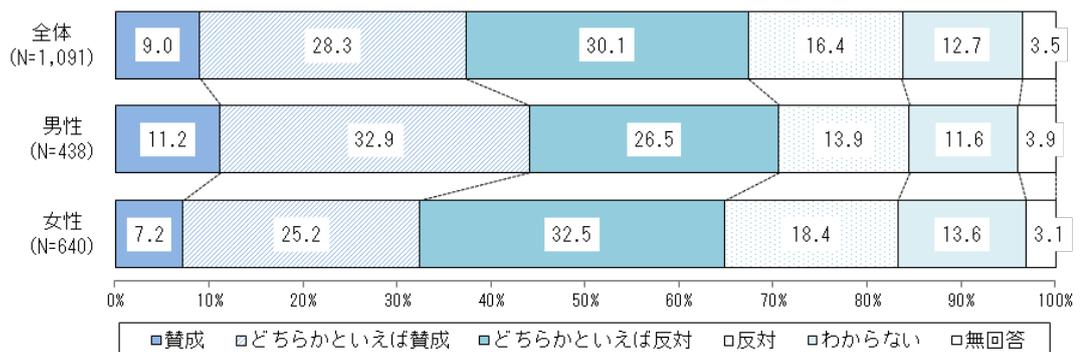


《前回調査》



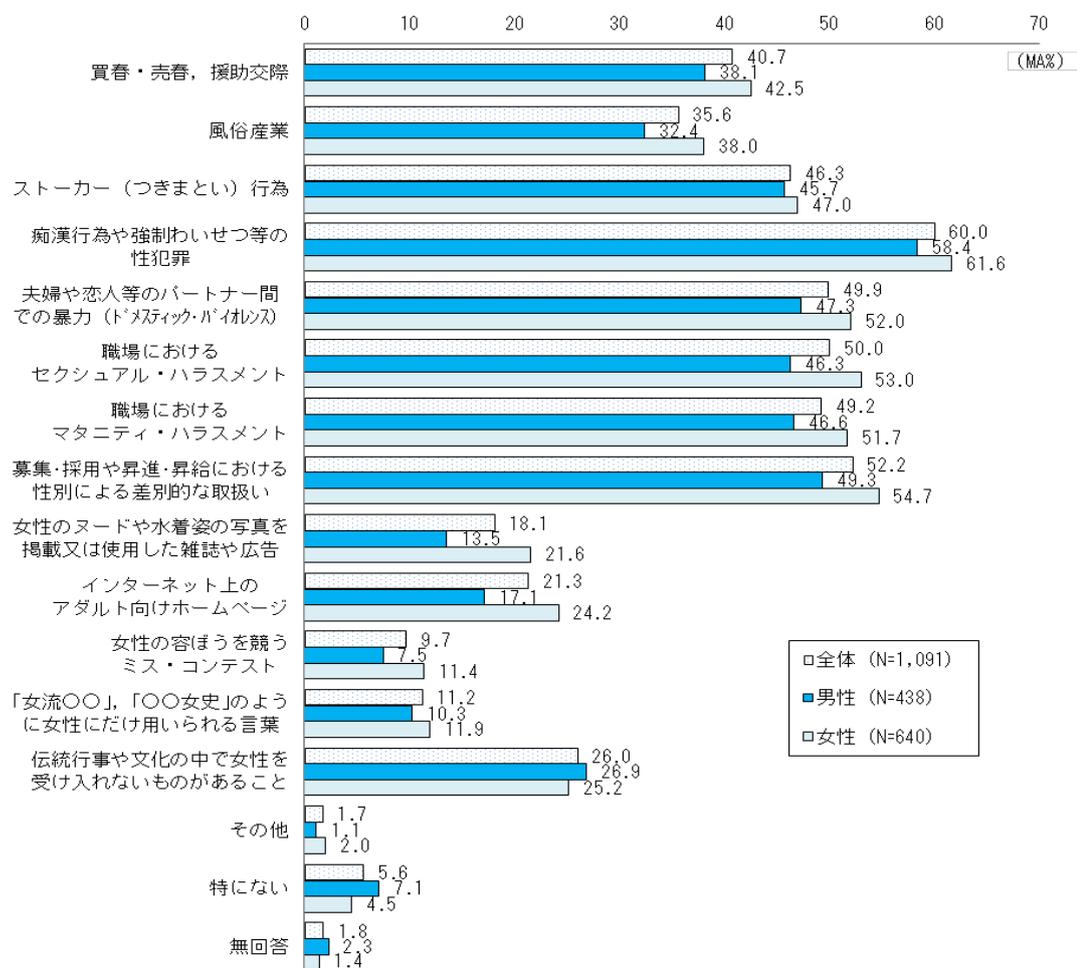
○ 「男は仕事，女は家事・育児」という考え方について（性別役割分担意識）

「男は仕事，女は家事・育児」という考え方については、「反対」が46.5%、「賛成」が37.3%と、反対が9.2ポイント上回っています。



○ 女性の人権が尊重されていないと思うこと

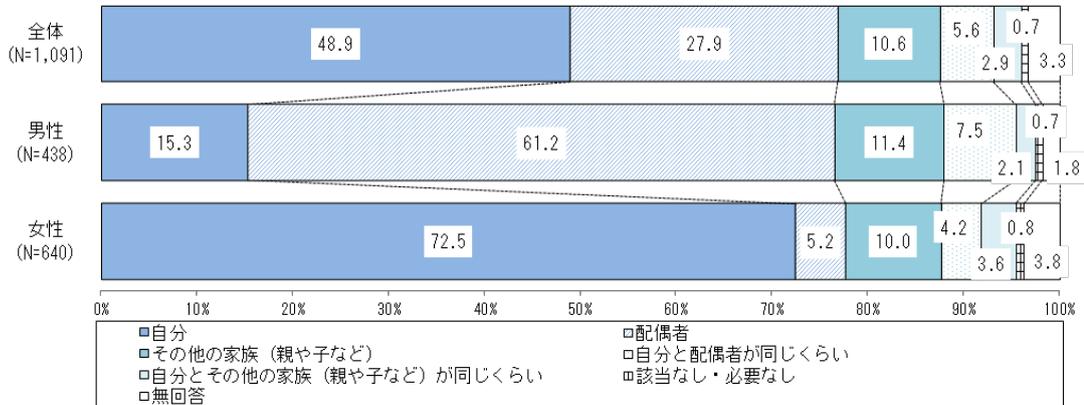
「痴漢行為や強制わいせつ等の性犯罪」(60.0%)が最も多く、次いで「募集・採用や昇進・昇給における性別による差別的な取扱い」(52.2%)、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」(50.0%)となっています。前回調査(平成21年度)との比較では、「ストーカー(つきまとい)行為」が男女共に10.4ポイント上昇しています。



家庭生活や地域活動について

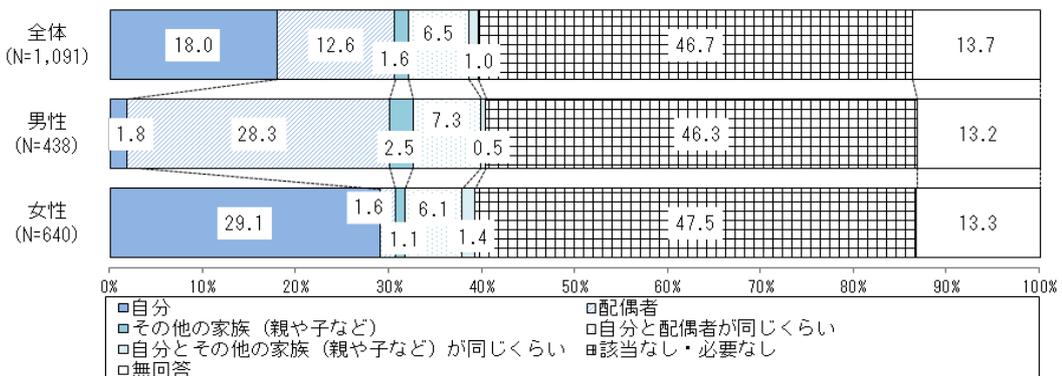
○ 家庭での役割分担（食事の支度）（料理）

食事の支度（料理）の役割分担をみると、女性では「自分が用意する」という人が72.5%，男性では「配偶者が用意する」という人が61.2%で、主に女性が食事を担当していることが分かります。前回調査（平成21年度）と比較しても、さほど大きな差異はありません。



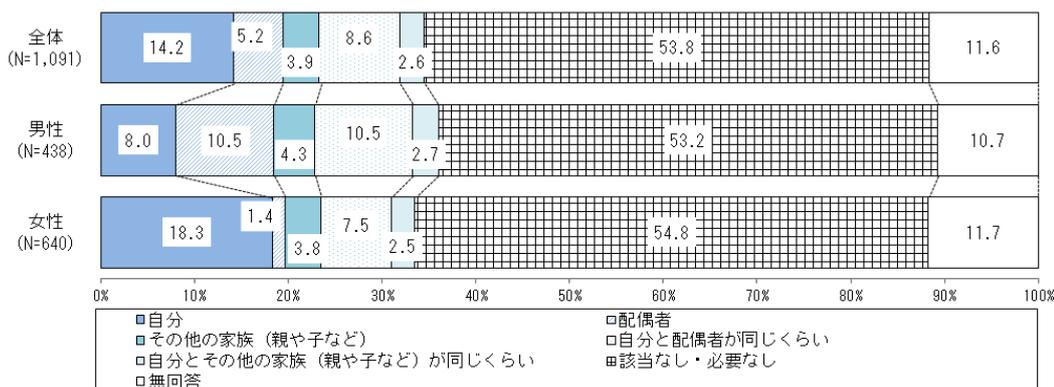
○ 家庭での役割分担（育児）

育児の役割分担をみると、「該当なし・必要なし」を除くと、男性では「配偶者」が28.3%，女性では「自分」が29.1%と最も多くなっています。前回調査（平成21年度）と比較しても、さほど大きな差異はありません。



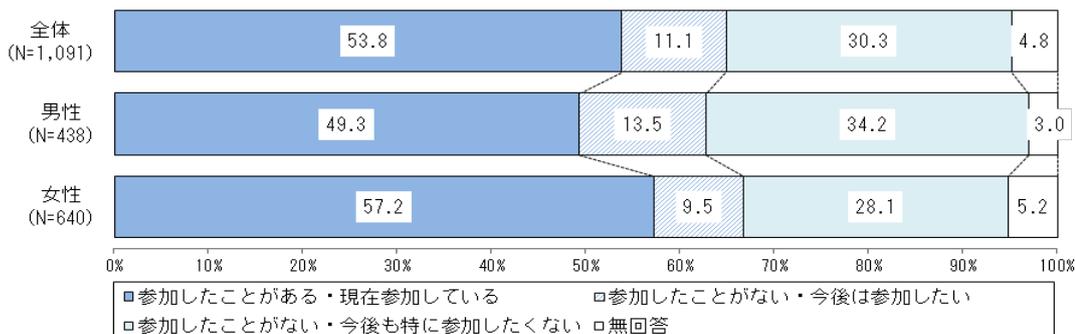
○ 家庭での役割分担（高齢者・障害者の実際の介護）

高齢者・障害者の実際の介護の役割分担をみると、「該当なし・必要なし」を除くと、男性では「配偶者」，「自分と配偶者が同じくらい」が10.5%，女性では「自分」が18.3%と最も多くなっています。前回調査（平成21年度）との比較では、「自分」が男性で2.0ポイント，女性で1.7ポイント上昇しており，「配偶者」は男性で3.1ポイント，女性で1.4ポイント低下しています。



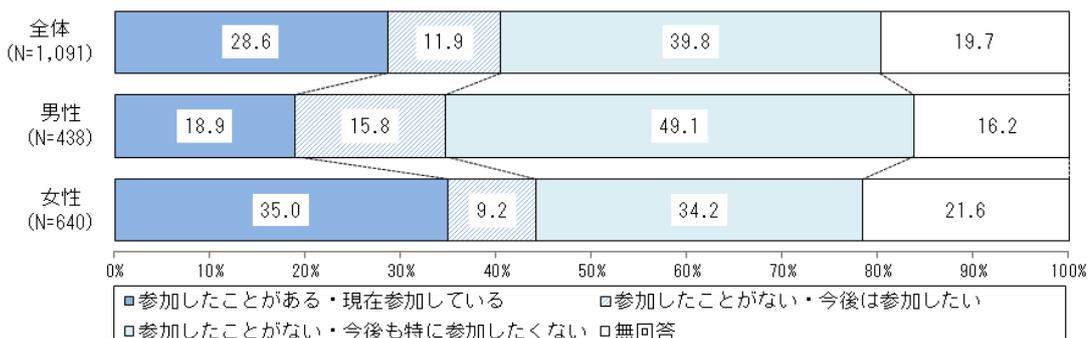
○ 地域活動への参加（自治会・町内会）

自治会・町内会の活動では、男女共に「参加したことがある・現在参加している」（男性49.3％，女性57.2％）が最も多くなっており、男性に比べて女性の方が7.9ポイント上回っています。前回調査（平成21年度）との比較では、「参加したことがある・現在参加している」が、男性では、6.2ポイント低下していますが、女性では3.0ポイント上昇しています。



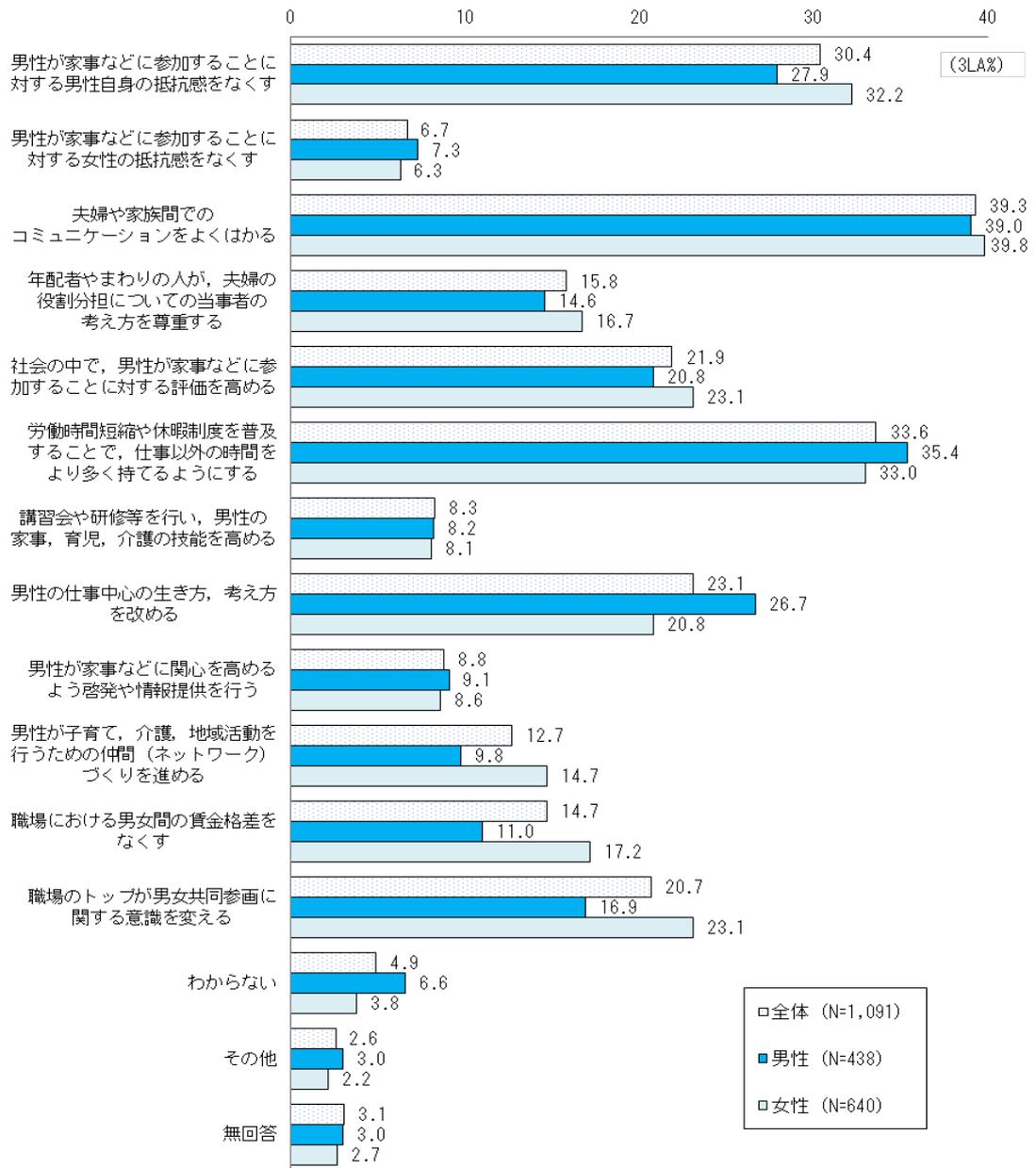
○ 地域活動への参加（PTAや子ども会の活動）

PTAや子ども会の活動は、男性では「参加したことがない・今後も特に参加したくない」が49.1％，女性では「参加したことがある・現在参加している」が35.0％と最も多くなっています。前回調査（平成21年度）との比較では、「参加したことがある・現在参加している」が、男性では2.8ポイント低下していますが、女性では3.2ポイント上昇しています。また、「参加したことがない・今後も特に参加したくない」については、男性が10.3ポイント上昇しています。



○ 男性の家事・子育て・介護等への参加に必要なこと

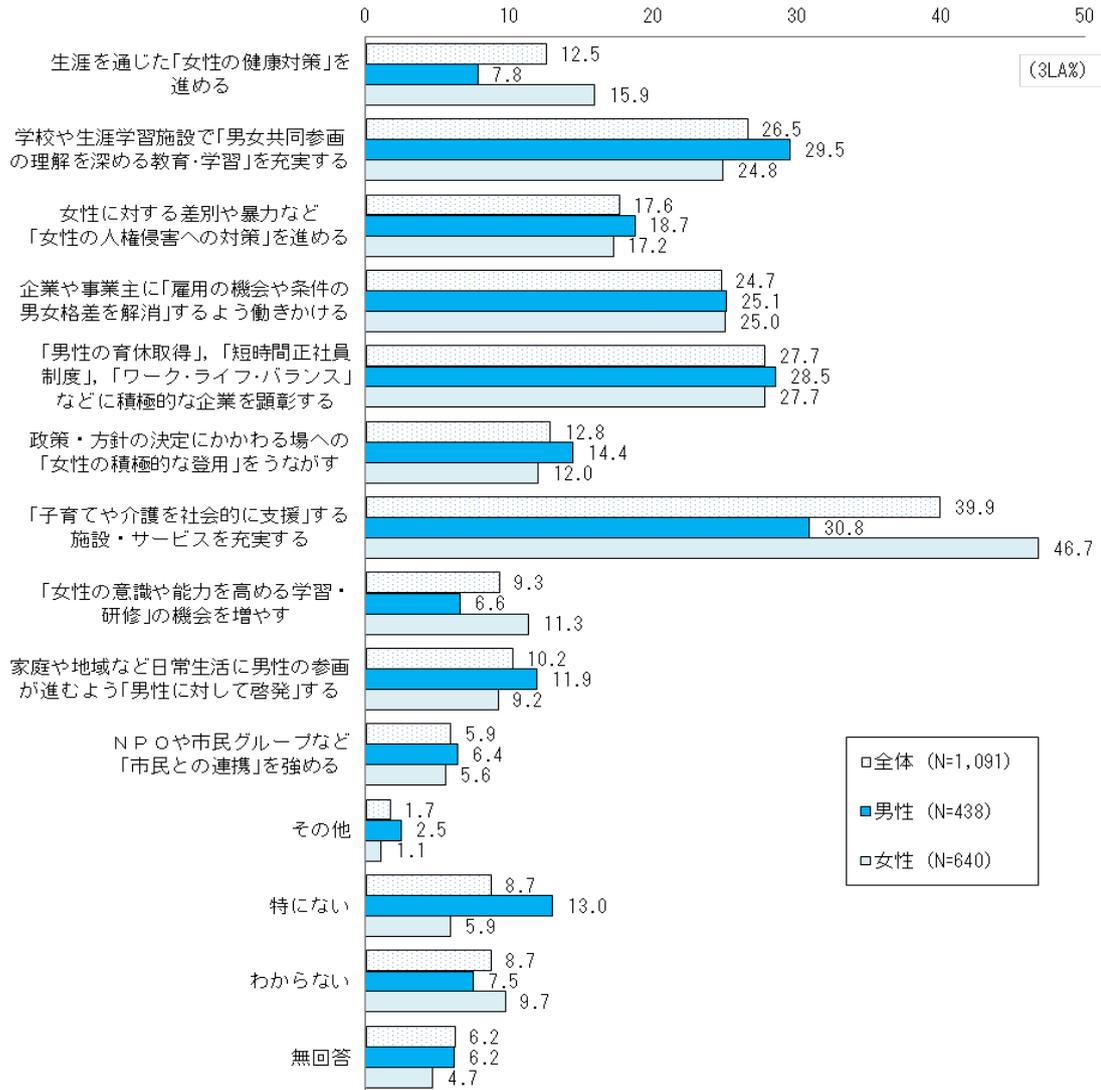
「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」(39.3%) が最も多く、次いで「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」(35.4%) となっています。



京都市の取組について

○ 京都市の取り組むべき施策

『子育てや介護を社会的に支援』する施設・サービスを充実する(39.9%)が最も多く、次いで『男性の育休取得』、『短時間正社員制度』、『ワーク・ライフ・バランス』などに積極的な企業を顕彰する(27.7%)となっています。前回調査(平成21年度)との比較では、「家庭や地域など日常生活に男性の参画が進むよう『男性に対して啓発』する」が男性で3.0ポイント上昇しています。



(3) 男女共同参画に係る法改正

「育児・介護休業法」改正（平成22（2010）年6月施行）

- 子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化
- 子の看護休暇制度の拡充
- 父親の育児休業の取得の促進
- 介護休暇の新設
- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設
- 労働局の勧告に従わない企業の公表及び罰則規定の創設

「配偶者暴力防止法」改正（平成26（2014）年1月施行）

- 保護対象を「同居する交際相手からの暴力及び被害者」まで拡大（同居期間は問わず、同居解消後に引き続き暴力を受けた場合を含む。）

「次世代育成支援対策推進法」改正（平成26（2014）年4月施行）

- 法律の有効期限の延長（10年間）
一般事業主行動計画の策定・届出
（従業員数101人以上の企業は義務，100人以下の企業は努力義務）
- くるみん認定に関する新制度（特例認定）の創設

「男女雇用機会均等法施行規則」改正（平成26（2014）年7月施行）

- 間接差別[※]の対象範囲の拡大
※性別以外の事由を要件とする措置によって、結果的に男女のどちらかが不利益になること。
- 性別を理由とする差別事例の追加
- セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）の予防・事後対応の徹底などを明示
- コース等別雇用管理についての指針の制定

「パートタイム労働法」改正（平成27（2015）年4月施行）

- 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- 「短時間労働者の待遇の原則」の新設
- 雇用時における雇用管理の改善措置内容の説明の義務化
- パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務化
- 厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度及び罰則規定の新設

「女性活躍推進法」制定（平成27（2015）年9月施行）

- 当該区域内における女性の活躍推進計画の策定（努力義務）
- 事業主行動計画等の策定（平成28（2016）4月施行）
 - 〔 301人以上の労働者を雇用する事業主については義務
300人以下の労働者を雇用する事業主については努力義務 〕
 - ・ 女性の活躍に関する状況の把握，事業主行動計画の策定・公表
 - ・ 女性の活躍に関する情報の公表

(4) 国の「男女共同参画基本計画」改定

「男女共同参画基本計画」は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12（2000）年に策定された初めての法定計画です。

平成27（2015）年にはその改定が行われ、同年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

第4次男女共同参画基本計画

I あらゆる分野における女性の活躍

- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第6分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革，理解の促進
- 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

(5) 国際的に見た日本の状況

平成27(2015)年に国連開発計画が発表した「人間開発報告書」によると、平均寿命や教育、収入の面から社会水準を測る「人間開発指数(HDI)」では、日本は188か国中20位となっています。

一方、平成27(2015)年に世界経済フォーラムが発表した、各国における経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」は、145か国中101位となっています。

ジェンダー・ギャップ指数(GGI)の順位は、人間開発指数(HDI)の順位と比べて極めて低くなっており、日本は、人間開発の達成度では実績を上げているものの、政治・経済活動や意思決定に参加する機会においては、諸外国と比べて男女間の格差が大きいと言われてしています。

人間開発指数(HDI)

順位	国名	HDI値	順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.944	11	シンガポール	0.912
2	オーストラリア	0.935	12	香港	0.910
3	スイス	0.930	13	リヒテンシュタイン	0.908
4	デンマーク	0.923	14	スウェーデン	0.907
5	オランダ	0.922	14	イギリス	0.907
6	ドイツ	0.916	16	アイスランド	0.899
6	アイルランド	0.916	17	韓国	0.898
8	アメリカ合衆国	0.915	18	イスラエル	0.894
9	カナダ	0.913	19	ルクセンブルク	0.892
9	ニュージーランド	0.913	20	日本	0.891

ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.881	11	ドイツ	0.779
2	ノルウェー	0.850	13	オランダ	0.776
3	フィンランド	0.850	18	イギリス	0.758
4	スウェーデン	0.823	28	アメリカ合衆国	0.740
5	アイルランド	0.807	30	カナダ	0.740
6	ルワンダ	0.794	36	オーストラリア	0.733
7	フィリピン	0.790	75	ロシア	0.694
8	スイス	0.785	91	中国	0.682
9	スロベニア	0.784	101	日本	0.670
10	ニュージーランド	0.782	115	韓国	0.651

3 第4次京都市男女共同参画計画（前半期）の評価と今後の課題

平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までを計画期間とした第4次京都市男女共同参画計画においては、6つの基本目標を設定し、62の推進施策を掲げており、男女共同参画社会を実現するため、重点分野である「DV対策の強化」や「真のワーク・ライフ・バランスの推進」をはじめ、様々な施策を実施しています。

平成23年10月には、京都市のDV対策の中核的施設として、「京都市DV相談支援センター」を開所し、初期の相談から自立生活の促進に向けた支援まで、配偶者等からの暴力を受けた被害者に対する継続的な支援を行っています。センター開所以降、DVに関する相談件数は増加傾向ですが、DV被害の顕在化が進んだことで、早期に対応できるようになるなど、これまでの取組が一定の成果を挙げていると考えられます。

また、平成24（2012）年3月には、「仕事」「家庭」「地域」のつながりに着目した京都発の新たな考え方を提案するとともに、市民、団体、企業への支援策をまとめた「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」を策定しました。この推進計画に基づき、京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金制度や京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰制度を創設し、育児・介護と仕事の両立支援、長時間労働の解消や年次有給休暇取得の促進等、働き方の見直しに取り組む中小企業を支援しており、企業における取組も進展しています。

平成26（2014）年には、京都市の男女共同参画の拠点施設である「京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）」が開館20周年を迎えました。当センターは、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ・団体等の自主的活動の場の提供、講座等の実施、調査研究等、多様な機能を有しており、年間約50万人の方々に御利用いただいております。

さらに、平成27（2015）年3月には、京都における女性の活躍を加速化させるため、経済団体等と行政が連携して取組を推進する「輝く女性応援京都会議」を発足させ、女性の活躍推進についてオール京都体制で取り組んでいます。

このように、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めているところですが、配偶者からの暴力事案については全国的に見ても認知件数は増加傾向にあることやストーカー等の犯罪被害の深刻さについても認識が高まっています。社会全体で暴力を防止するためには、市民への普及啓発や若年層に対する教育等により、DV根絶のための意識の醸成を図ることが重要です。

今後、少子高齢化、人口減少が急速に進展する中で、個人、企業・組織、社会全体が発展していくためには、長時間労働を前提とした働き方の見直し、M字カーブの解消、女性管理職の増加、女性の活躍推進の取組、企業の活性化などにつながる取組が不可欠です。

京都市では、男女が共にやりがいと充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動においても、各人のライフステージに応じた社会参加や社会貢献ができる「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組を進めており、今後、更なる推進を図る必要があります。

ひとりひとりの個性が輝き、男女が共に自らの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

京都市では、平成15（2003）年12月に制定した「京都市男女共同参画推進条例」において、男女共同参画社会づくりの基本理念を定めています。

そのため、第4次京都市男女共同参画計画では、条例の基本理念に基づき、6つの基本目標を掲げています。

（基本理念）

- 1 男女の人権の尊重及び社会における制度又は慣行への配慮
- 2 男女の継続的な職業生活の確保
- 3 子育て、介護等の家庭生活とその他の活動との両立
- 4 男女の互いの性の理解と尊重
- 5 政策等の立案から決定までの参画機会の確保
- 6 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組との協調

【参考】京都市男女共同参画推進条例

第2条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

2 基本目標

基本目標 1

個人の尊厳が確立された社会づくり

男女平等を確立するためには、男女が等しく個人として尊重されることが前提となります。女性に対する暴力などの人権侵害や、「男は仕事、女は家事・育児」といった性別による固定的性別役割分担意識を解消し、男女が共に一人の人間として誇りを持てる社会づくりに取り組みます。

基本目標 2

男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための手段であり、その権利は男女を問わず保障されなければなりません。就業の形態やニーズが多様化する中で、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに取り組みます。

基本目標 3

自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

家事、子育て、介護などは、固定的な性別役割分担の下で、主に女性によって担われ、それが女性の自立と多様な生き方を妨げる要因の一つとなっています。男女が家庭生活に参画し、共に仕事や地域活動とのバランスのとれたライフスタイルを確立できるよう、ひとりひとりの生き方を支え合える家庭づくりの支援に取り組みます。

基本目標 4

生涯を通じた健康な暮らしづくり

女性のからだは、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。女性がいきいきと社会で暮らしていくために、性に関する男女の相互理解を促進するとともに、ライフステージに応じた男女の心とからだの健康づくりに取り組みます。

基本目標 5

あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

性別にとらわれない多様な生き方を実現するためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を拡充するとともに、それに参画していく意識と能力の向上を図る必要があります。意思決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくりに取り組みます。

基本目標 6

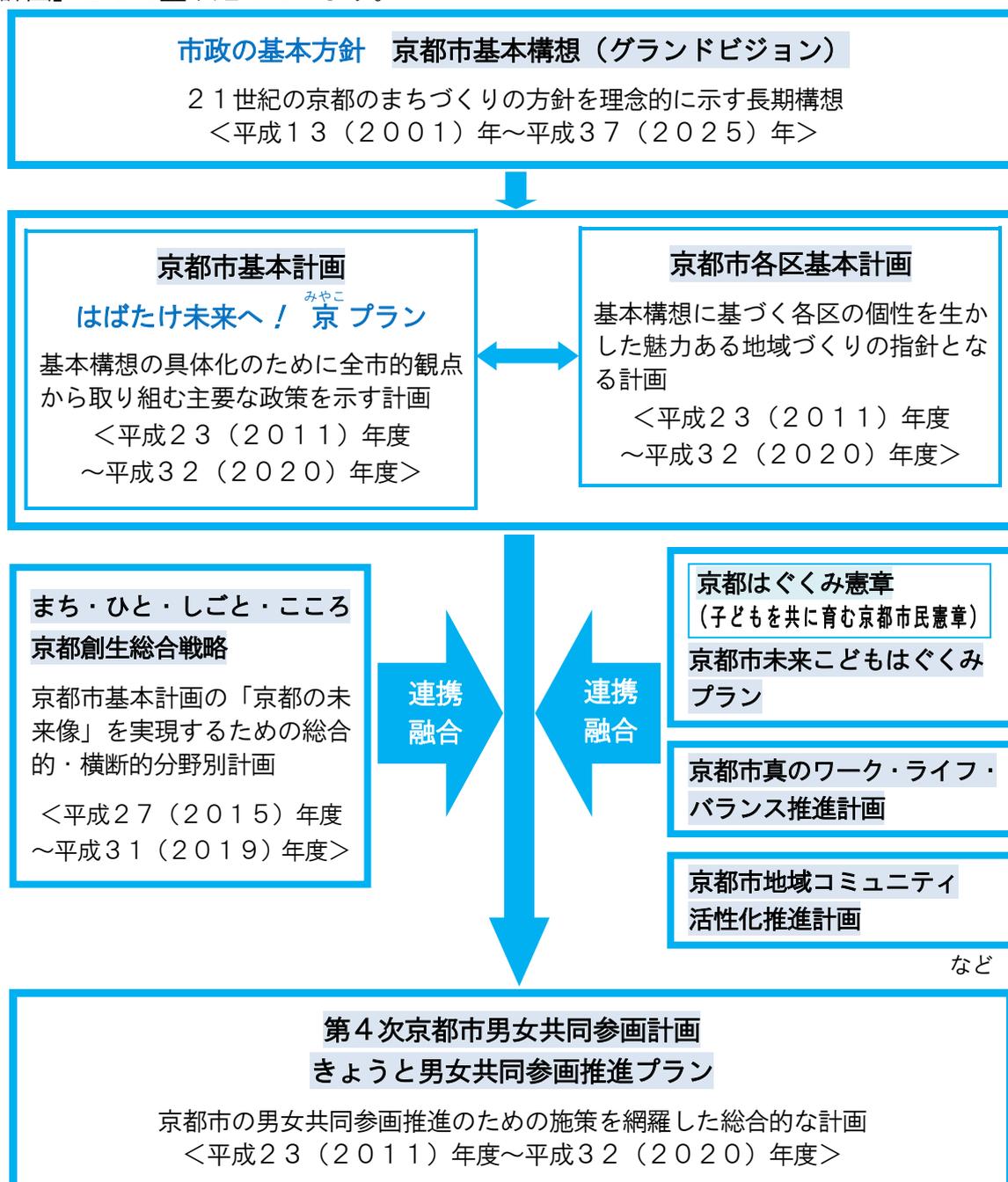
男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで、不可欠な要素であることから、国際的な男女共同参画の推進状況を常に把握し、国際的視野に立って男女共同参画を推進します。

3 計画の位置付け及び期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び京都市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的な計画であり、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に規定された配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画を「京都市DV対策基本計画」として盛り込んでいます。



(2) 計画の期間

平成23（2011）年度～平成32（2020）年度

4 重点分野

社会経済情勢等の変化，市民の意識や日常生活の状況，第4次京都市男女共同参画計画（前半期）での課題を踏まえ，引き続き「DV対策の強化」と「仕事と家庭，社会貢献が調和できる『真のワーク・ライフ・バランス』の推進」を計画の重点分野として，6つの基本目標の中で，重点的に取り組みます。

重点分野1 DV対策の強化

京都市では，平成23年10月に「京都市DV相談支援センター」を開所し，初期の相談から長期にわたる自立生活の促進に向けた支援に取り組んでいます。

DVは重大な人権侵害であり，男女共同参画社会を形成していくうえで克服しなければならない重要な課題です。本計画では，基本目標1-2「配偶者等からの暴力の根絶」を「京都市DV対策基本計画」と位置付けています。「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」等の関係機関と十分に連携を図りながら，DV対策をより一層総合的かつ計画的に推進していきます。

重点分野2 仕事と家庭，社会貢献が調和できる 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

急速な少子高齢化，人口減少は，社会経済等に大きな影響を及ぼす深刻な問題です。長時間労働を前提とした従来の働き方では，個人，企業・組織，社会全体が発展していくことができなくなる恐れがあります。多様性を尊重し，仕事と生活が好循環を生む社会になるためには，今後，ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進がより一層重要です。

京都市では，人口減少社会を克服するために，市民ひとりひとりが，仕事や家庭生活，地域社会などにおいて，生きがいと充実感を得て人生を送ることができるよう，「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に全力で取り組みます。

「真のワーク・ライフ・バランス」とは・・・

仕事と家庭生活の調和だけでなく，地域活動や社会貢献活動等に積極的に参加することによって，誰もが生きがいと充実感を持って，心豊かな人生を送ることができるという考え方。



5 目標数値

	指 標	現 況	平成32(2020)年度 の目標数値
基本目標1	京都市DV相談支援センターでのDV専門相談やカウンセリングの実施の認知度	18.1% (平成26(2014)年度)	35%
基本目標2	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度の宣言企業数	1,408社 (平成26(2014)年度)	3,200社
基本目標3	保育所等の待機児童数	0人 (平成27(2015)年4月)	0人
基本目標4	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合	40～64歳男性 43.2% 40～64歳女性 45.4% 65歳以上男性 57.5% 65歳以上女性 57.7% (平成26(2014)年度)	40～64歳男性 51% 40～64歳女性 52% 65歳以上男性 66% 65歳以上女性 63%
基本目標5	京都市の附属機関等のうち男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合	56.7% (平成27(2015)年3月末)	65%

「真のワーク・ライフ・バランス」の実現のためには・・・

例えば・・・

- 夫婦共働き、子どもの急な発熱などで、急きょ仕事を休む必要があることも。だから、いつ休んでもいいように、日頃から仕事の情報を職場のチームで共有し、前倒して仕事をするよう努めている。
- 「自分の家事動線を作る」「毎日やることリストを書いて整理する」などの工夫をして、無駄を省くことで効率化し家事時短に努めている。そうすることで、自分のための時間を作り、趣味の楽器の練習時間になっている。
- ボランティア活動を通して知り合った仲間との何気ない会話の中から、仕事のアイデアが広がった。
- 順番の回ってきた町内会役員を引き受けて自治会活動に関わったが、活動するうちに自分たちの暮らしを自分たちで守らなければと改めて感じるようになり、自主防災会の活動もやってみることにした。 など

このように、ひとりひとりが仕事、家庭生活、地域活動にいきいきと取り組むことによって、まち全体が活性化し、さらに魅力的なまちへと発展し続けることができます。

第3章 計画の内容

1 計画の体系

基本目標：6

施策の方針：14

基本目標1

個人の尊厳が確立された社会づくり

施策の方針

1 男女の人権尊重に向けた啓発

2 配偶者等からの暴力の根絶

重点

基本目標2

男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

施策の方針

1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

2 仕事における真のワーク・ライフ・バランスの推進

3 女性の活躍推進のための支援

重点

推進施策

- ①女性の人権尊重に向けた啓発
- ②男女平等（共同参画）意識の醸成に向けた啓発
- ③男女共同参画に関する調査・研究の推進
- ④学校における男女平等教育の推進
- ⑤家庭や地域が一体となった教育の推進
- ⑥地域団体やNPO団体等の学習・実践活動の支援
- ⑦京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」を拠点とした啓発
- ⑧高齢者、障害者、外国籍市民等に対する支援の充実

1. 京都市DV対策基本計画

ア 市民への普及啓発

- ① DV根絶のための市民への普及啓発
- ② **年齢層に応じた啓発の推進 (◎)**
- ③ インターネットを活用した効果的な情報提供
- ④ 学校における人権教育の推進
- ⑤ 各種相談機関等の支援策の周知

イ 被害者の早期発見及び相談体制の充実

- ① 京都市DV相談支援センターの相談支援体制の充実
- ② **被害者の早期発見と関係機関による切れ目のない支援 (☆)**
- ③ 区役所・支所等の職員を対象とした二次的被害を防ぐための研修の実施

ウ 被害者の保護及び自立支援の充実

- ① 一時保護が行われるまでの緊急避難場所の確保
- ② 被害者の生活の安定に向けた支援
- ③ **被害者とその子どもの自立に向けた支援 (☆)**
- ④ 被害者に配慮した各種制度の運用における個人情報の保護

エ 関係機関との連携協力の推進

- ① 庁内組織における連携の強化
- ② 民間支援団体等との連携の強化

2. ストーカー等の犯罪被害者に対する支援

- ① **ストーカー等の犯罪被害者に対する支援 (★)**

推進施策

- ①企業等における男女雇用機会均等対策の推進
- ②非正規雇用者の就業環境の整備
- ③商工・サービス・農林業等の自営業で働く女性の評価と男女のパートナーシップの確立
- ④女子学生への就業支援
- ⑤**セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント防止対策の推進 (☆)**

- ①**長時間労働の解消や仕事と家庭生活等の両立支援のための取組の促進 (◎)**
- ②子育てしながら働き続けられる条件整備
- ③**働く人のニーズやライフスタイルに応じた多様な働き方の促進 (★)**

- ①**「輝く女性応援京都会議」の運営 (★)**
- ②女性の再就職等に向けた支援
- ③女性の起業に対する支援
- ④働き方に関する情報提供・相談
- ⑤働く女性の健康管理の促進

基本目標3

自立した個人の生き方を尊重し
支え合える家庭づくり

施策の方針

重点

- 1 家庭における真のワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標4

生涯を通じた健康な暮らしづくり

施策の方針

- 1 男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透
- 2 男女の心とからだの健康づくりの支援
- 3 母と子の健康を守る保健医療等の推進

基本目標5

あらゆる分野に男女が平等に
参画できる条件づくり

施策の方針

- 1 意思決定の場への男女の均等な参画の促進
- 2 地域における真のワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 男女共同参画を進める市民の力の向上
- 4 京都市役所における男女共同参画に向けた条件づくり

重点

基本目標6

男女共同参画の推進に関する
国際社会との協調

施策の方針

- 1 国際動向の情報収集と市民への情報発信

推進施策

- ①家事・子育て・介護等家庭生活における男性の主体的な参画の促進 (◎)
- ②男女が共に安心して子育てできる環境の整備
- ③地域における子育ての支援
- ④ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進
- ⑤介護者の負担軽減につながる介護サービスの実施及び高齢者の生活や介護に関する専門相談等

推進施策

- ①性に関する情報提供・相談
- ②人権尊重の精神に基づく性教育の推進

- ①男女それぞれに特有な病気の予防対策
- ②生活習慣の改善等による男女の健康づくりの推進
- ③ライフステージに応じた男女の心の健康の保持・増進

- ①妊娠・出産期における女性の健康管理の支援
- ②安心して出産できる医療環境の整備
- ③乳幼児のすこやかな発育・発達の支援

推進施策

- ①意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備
- ②京都市の附属機関等における男女構成比の均衡の確保 (◎)
- ③防災分野における男女共同参画の推進 (☆)

- ①男女の協力による地域コミュニティの活性化の推進
- ②社会参加、社会貢献意識の醸成に向けた啓発 (★)
- ③地域活動や市民活動等への参加促進と活動支援 (★)

- ①男女共同参画の推進に向けた学習機会の提供
- ②男女の社会参加意識の向上促進
- ③男女の様々な悩みを解決するための相談
- ④男女平等の実現を目指した市民活動への支援
- ⑤ボランティア活動への男女の参加促進

- ①京都市役所における男女が働きやすい職場づくりの推進
- ②京都市役所における推進体制の充実

推進施策

- ①国際的な男女共同参画に関する情報収集

2 基本目標と今後の方向性

基本目標1 個人の尊厳が確立された社会づくり

男女平等を確立するためには、男女が等しく個人として尊重されることが前提となります。女性に対する暴力などの人権侵害や、「男は仕事、女は家事・育児」といった性別による固定的性別役割分担意識を解消し、男女が共に一人の人間として誇りを持てる社会づくりに取り組みます。

～男女が共に尊重し合うことで、暴力のない社会をつくります。～

【現状と課題】

- すべての人が個人として等しく尊重されるためには、誰もが性別による差別的な扱いを受けることなく、いきいきと暮らせる男女共同参画社会を構築していかなければなりません。とりわけDVやストーカーは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶を目指すことは男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題となっています。
- DV被害者は様々な理由から支援を求めることをためらう傾向があり、DVの深刻化を防ぐためには、被害者を早期発見し、警察や各種相談機関につなげる必要があります。そのためには、京都市DV相談支援センターで実施している相談や自立に向けた支援など、DV被害者に対するきめ細かな支援と関係機関との緊密な連携が求められています。
- DV被害者が新たな生活を始めるに当たっては、自立支援が重要であり、被害者の状況に応じた情報提供を行うとともに、継続的に支援できる機能を構築していく必要があります。被害者支援に際しては、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意しなければなりません。
- また、「男は仕事、女は家事・育児」といった個人の多様な生き方を制約する制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにするため、男女共同参画の理念やジェンダーの視点について、分かりやすい広報・啓発を進める必要があります。さらに、男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を推進することが重要です。
- 平成26（2014）年には、京都市の男女共同参画の拠点施設である「京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）」が開館20周年を迎えました。当センターは、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ・団体等の自主的活動の場の提供、講座等の実施、調査研究等、多様な機能を有しています。

1 男女の人権尊重に向けた啓発

推 進 施 策	
(1) 女性の人権尊重に向けた啓発	DV, セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ), ストーカー行為, 買春 (売春), 性暴力など, 個人の尊厳を侵害する行為の根絶に向けて幅広い層の市民を対象に広報・啓発を行います。
(2) 男女平等 (共同参画) 意識の醸成に向けた啓発	個人の多様な生き方を制約する固定的性別役割分担意識を反映した制度又は慣行が, 男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように, 男女共同参画社会の理念を分かりやすく広報・啓発していきます。また, 男女共同参画社会の形成における男性にとっての意義と責任, 家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発も行っていきます。
(3) 男女共同参画に関する調査・研究の推進	社会制度や慣行などにおけるジェンダー・バイアスの解消に向けて, 大学や研究機関と連携した男女共同参画に関する調査や研究を行います。
(4) 学校における男女平等教育の推進	児童・生徒が発達段階に応じて男女共同参画への理解を深めることができるよう, 教科, 教材, 体験学習などを通じた効果的な男女平等教育を推進します。また, 教職員に対する男女共同参画の理念やジェンダーの視点についての正確な理解の浸透を図るとともに, セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ) 防止対策の徹底など, 学校運営全般にわたって男女共同参画の取組を進めます。
(5) 家庭や地域が一体となった教育の推進	学校や地域などで男女平等教育を進めるため, 学校等との連携による学習機会の拡大を図るとともに, 家庭教育に関する相談体制を充実し, 家庭や地域における教育力の向上を支援します。
(6) 地域団体やNPO団体等の学習・実践活動の支援	男女共同参画に取り組む地域団体やNPO団体等による学習・実践活動を支援します。
(7) 京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」を拠点とした啓発	男女共同参画に関する学習ニーズに応えるため, 京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」などにおいて, 国内外の様々な情報を収集・整備・提供するとともに, 施策の企画・実施・評価に男女共同参画社会づくりの視点を反映させた啓発活動を展開します。
(8) 高齢者, 障害者, 外国籍市民等に対する支援の充実	高齢であること, 障害があること, 外国籍であることに加え, 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合や, 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合などについて, 市民がそれぞれの地域で安心して暮らせるよう, 教育・啓発や環境整備を進めます。

2 配偶者等からの暴力の根絶

(1) 京都市DV対策基本計画

重点

ア 市民への普及啓発

【現状と課題】

- DVは、加害者から一方的に継続して振るわれる暴力（身体的又は精神的暴力等）で、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。全国的に配偶者からの暴力事案の認知件数はここ数年増加傾向にあり、被害の深刻さについても認識が高まっています。また、DV被害のため婚姻関係や交際関係を解消しても、付きまとい等の行為が続き、ストーカー事件になる可能性があることが知られてきました。
- 平成23（2011）年10月には、京都市のDV対策の中核的施設として、「京都市DV相談支援センター」を開所し、初期の相談から自立生活促進に向けた支援まで、配偶者等からの暴力を受けた被害者に対する継続的な支援を行っています。
- 京都市が平成26（2014）年度に実施した「配偶者等からの暴力に関する市民意識調査」によると、どのような行為を暴力と思うかという質問に対して「長期間無視を続ける」、「大声で怒鳴る」といった精神的暴力については、「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の割合が半数以上を占めているものの身体的暴力に比べて低い割合であることから、DVについての今後一層の啓発が必要だと分かります。
- また、配偶者等からの暴力を社会全体で防止するための取組についての質問では、「家庭で子どもに対して教育する」、「学校・大学で生徒や学生に教育を行う」と回答した割合が最も多くなっています。このことから若年層への予防教育が必要であると考えられます。また、DV行為の正確な知識を周知するとともに、配偶者暴力防止法の内容についても理解を深めることが重要です。
- 社会全体で暴力を防止するためには、子どもや保護者に対する情報提供や啓発を積極的に行うとともに、人権尊重の意識を高め、男女平等の理念に基づいた教育を行うことが必要です。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（内閣府）



このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

推 進 施 策	
(1)	DV根絶のための市民への普及啓発 DV根絶のための市民への普及啓発を実施するとともに、外国籍市民や障害者など、それぞれの背景事情を考慮した効果的な広報手法による普及啓発を実施します。
(2)	年齢層に応じた啓発の推進 充実 若年層への啓発を充実させるとともに、各年齢層に応じたDV,デートDVの効果的な啓発を実施します。
(3)	インターネットを活用した効果的な情報提供 ホームページの充実や啓発動画のインターネット配信など、効果的な啓発や広報を実施します。
(4)	学校における人権教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校、高等学校において、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育及び男女共同参画の理念に基づいたDV予防の啓発を実施します。 ・ 学校と連携協力し、若年層へのDV予防の啓発を進めます。
(5)	各種相談機関等の支援策の周知 被害者が早期に的確な支援を得ることができるよう、パンフレット等を活用し、各種相談機関の支援策の周知を行います。

イ 被害者の早期発見及び相談体制の充実

【現状と課題】

- 被害者が自ら相談するためには、DVの専門相談窓口を知り、被害の早期の段階で相談することが重要です。被害者は加害者からの報復への恐怖、当事者同士の複雑な関係など様々な理由から、支援を求めることをためらうことがあります。被害の深刻化を防ぐためには、被害者を早期に発見し、警察への通報や各種相談機関への相談を促す必要があります。
- 平成23年10月の京都市DV相談支援センター開所以降、京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)や京都府家庭支援総合センター等の関係機関と連携し、初期のDV被害の相談から自立支援まで、切れ目のない被害者支援に取り組み、相談機関としての相談技能を蓄積し、相談者に寄り添った支援に努めています。
- 医師その他の医療関係者は、日常業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、配偶者暴力防止法第6条第2項において、被害者を発見した場合には配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができるとされており、積極的な役割が期待されます。同様に教職員、保育士、救急隊員についても被害者の早期発見の重要な役割を担っており、そのことを十分認識されるよう働きかける必要があります。
- 加害者は本人の加害行為に気が付きにくく、被害者よりも加害を過小評価することがあります。さらには、男性の被害者も存在していることから、今後は加害者及び男性被害者の対応についての検討が必要です。

- 区役所・支所等の職員は職務上被害者と接する機会が多いため、DVの特性に関する理解、被害者の個人情報への保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮する必要があります。
- 被害者相談や支援に関する被害者からの苦情に対しては、迅速かつ適正に対応し、処理することが必要です。

推 進 施 策	
(1)	<p>京都市DV相談支援センターの相談支援体制の充実</p> <p>京都市のDV対策の中核的施設として、関係機関と連携の下、初期の相談から自立支援まで、継続した被害者支援に取り組みます。</p>
(2)	<p>被害者の早期発見と関係機関による切れ目のない支援 新規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者が最初に相談する可能性が高い病院や学校、福祉事務所、保健センター等に被害者支援の情報を提供し、被害者の早期発見を図ります。 ・ 「女性への暴力専門相談」を行っている京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」や一時保護機能を持つ京都府家庭支援総合センターとの緊密な連携を図ります。 ・ DVについて悩んでいる男性の被害者及び加害者への対応については、京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」の「男性のための相談」の機能を充実するとともに、「男性のためのDV電話相談」の取組を強化します。 ・ 男性被害者への支援の在り方を検討します。 新規 ・ 加害者対策について、警察等の関係機関と連携しながら効果的な手法について検討します。 新規
(3)	<p>区役所・支所等の職員を対象とした二次的被害を防ぐための研修の実施</p> <p>二次的被害を防ぐため、被害者と接する機会の多い職員への研修を実施するとともに、市民窓口課等において申請受付マニュアルを活用した円滑な対応に取り組みます。</p>

女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）

内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日～25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置付け、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしており、全国的に地方自治体や女性団体その他関係機関が、啓発イベント等を実施するなど、女性に対する暴力の問題に対する取組を強化して実施しています。

ウ 被害者の保護及び自立支援の充実

【現状と課題】

- 被害者の身に危険が迫り、他に身を寄せる安全な場所が確保できない等の理由がある場合は、緊急に避難場所を確保する必要があるため、京都府家庭支援総合センターの一時保護機能と連携し、被害者の安全を確保できるようにしなければなりません。また、被害者は京都市外での保護を求める場合もあるため、広域的な対応も必要です。
- 被害者が一時保護等を経て落ち着いた後は、被害者の状況に応じ、その意思を尊重したうえで、自立のための情報提供や心理的ケアなど、様々な支援を総合的、かつ迅速に行うことが求められています。
- 京都市DV相談支援センターでは、保護命令の確認機関としての役割だけでなく、京都府家庭支援総合センター、警察、福祉事務所、児童相談所、民間支援団体等の関係機関と連携し、被害者の自立に向けた支援に取り組んでいます。
- 被害者への支援は初期から中・長期に移行する際、被害者の置かれた状況に応じて、連携する関係機関や支援の方法が異なります。そのため、被害者が自立するためには、状況に応じた施策の紹介など、関係機関とも連携し、長期にわたる切れ目のない支援が求められます。
- DV家庭の子どもは家庭内でのDVを目撃することにより、避難した後に心身の不調が表面化することがあるとされています。学習環境が整わないため、学習支援が必要ではないか、心理的なダメージから問題行動や生活支障を起こしていないかなど、DV家庭に育つすべての子どもに対する見守りや支援の必要性の気付きが大事です。DV被害においては、被害者だけでなく、その子どもに対する支援も必要であることを保護者や教育関係者に対して積極的に情報提供をしていくことが求められています。

推 進 施 策

(1) 一時保護が行われるまでの緊急避難場所の確保

緊急に保護を求めてきた被害者に、配偶者暴力防止法に規定する一時保護が開始されるまでの間、シェルターなどの緊急避難場所を提供します。

(2) 被害者の生活の安定に向けた支援

被害者の状況や意思を尊重したうえで、情報提供をはじめ、市営住宅への優先入居の実施、ハローワーク等の各種関係機関への同行支援等、被害者の自立に必要な支援を実施します。

(3) 被害者とその子どもの自立に向けた支援 **新規**

- ・ 被害者が自分の意思で生活していけるようになるため、京都市DV相談支援センターをはじめ、各相談機関等における心理的ケアの充実に取り組みます。
- ・ DVから逃れたひとり親家庭に対する面会交流支援の在り方を検討します。
- ・ DV家庭で育った子どもに対する支援を行うため、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
- ・ DVから逃れたひとり親家庭の子どもを対象に、学習支援の取組を行います。
- ・ 被害者とその子どもが自立するためには、長期にわたる様々な支援が必要であることを啓発し、市民の意識醸成を図ります。

(4) 被害者に配慮した各種制度の運用における個人情報の保護

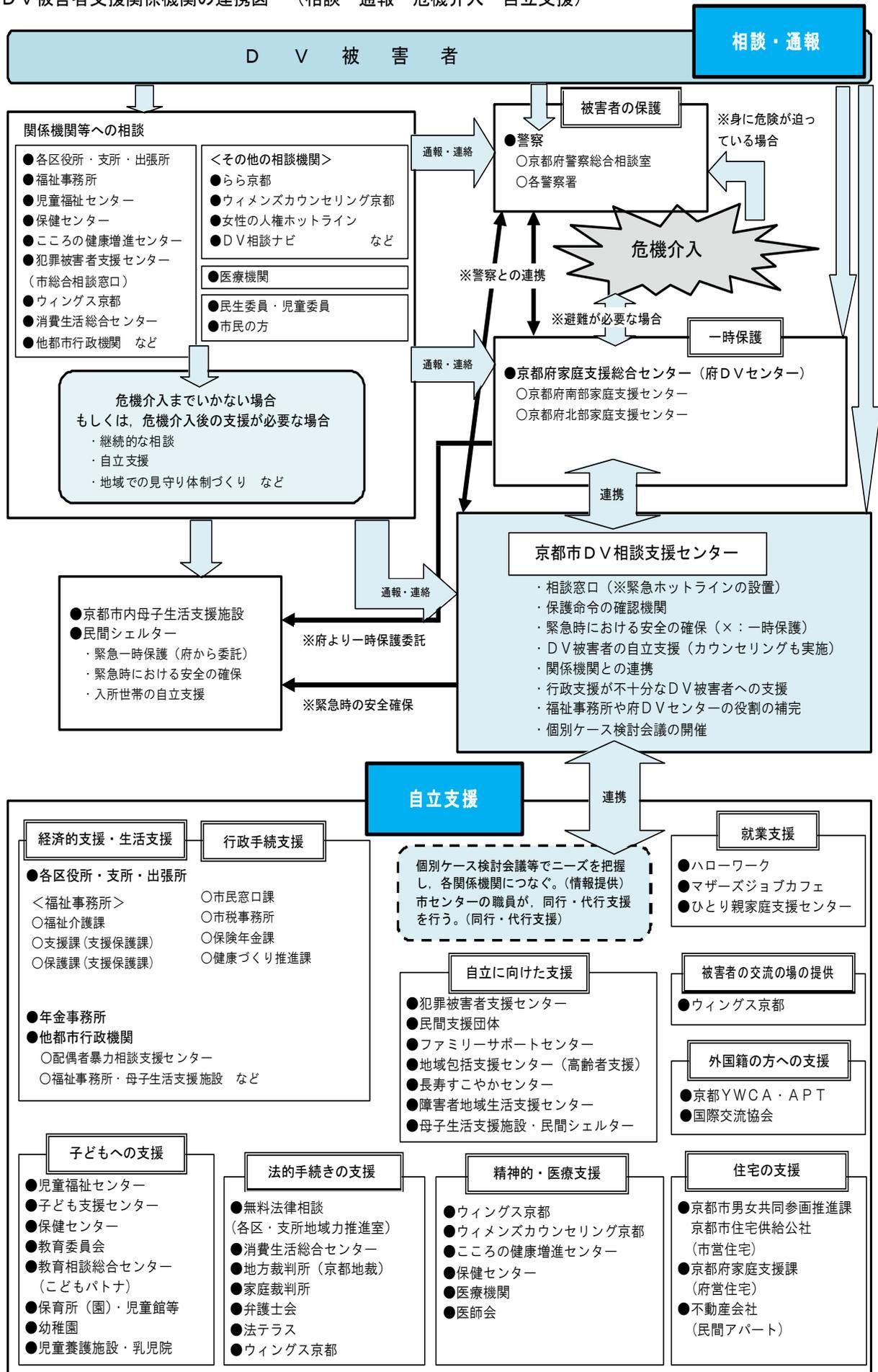
被害者支援に係る関係機関との情報共有については、被害者の安全に配慮し、個人情報の保護の徹底を図り、住民票閲覧制限などの各種制度を運用します。

パープルリボン運動



子どもや暴力の被害者にとって世界を安全なものとするを目的として、平成6（1994）年、アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在、40箇国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。

D V 被害者支援関係機関の連携図 (相談・通報・危機介入・自立支援)



エ 関係機関との連携協力の推進

【現状と課題】

- 被害者は心身の回復、生活の再建に当たり様々な困難を抱えることになり、その支援のために、あらゆる場面で、京都市DV相談支援センター、京都府家庭支援総合センター、警察、裁判所、民間支援団体など様々な関係機関と密接な連携を図っています。
- 平成23年3月に設置した「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」では関係機関が果たすべき役割を明確にし、課題の迅速かつ適切な解決に向けた総合的な支援に取り組んでいます。更に連携を強化することにより、一層効率的かつ円滑な支援を行います。

推 進 施 策	
(1) 庁内組織における連携の強化	関係局による庁内会議等において、被害者支援に関する情報共有を行うとともに、被害者の相談に対して迅速に対応するため、連携を強化します。
(2) 民間支援団体等との連携の強化	被害者の支援策を具体的に検討できるよう、「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」における情報共有や合同検討会の開催など関係機関の連携を強化します。

(2) ストーカー等の犯罪被害者に対する支援

【現状と課題】

- 近年、スマートフォンなどのモバイル端末をはじめとする新しい情報サービスの普及に伴い、ストーカー等の犯罪は一層多様化しており、深刻な社会問題となっています。こうした犯罪による被害者を迅速に支援するため、関係機関の連携の強化が必要です。

推 進 施 策	
(1) ストーカー等の犯罪被害者に対する支援	新規（推進中） ストーカー等の犯罪被害に対処する法制度等の必要な情報を、被害者の様々な立場に配慮したうえで、的確に提供するとともに、警察、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターをはじめとする関係機関との連携協力を進めます。

データ等から見るDV被害等の状況

京都市「平成26年度 配偶者等からの暴力に関する市民意識調査」

○ 暴力をふるった相手

被害経験のある人のうち、相手との関係を見ると、「配偶者」が男性78.5%、女性が78.0%、「交際相手」が男性10.8%、女性17.6%となっています。

○ 暴力を受けたときの相談の有無

被害経験のある人のうち、誰かに相談したことがある人は、男性12.3%、女性が36.1%で、男女共に誰にも相談したことがない人の方が多くなっています。

○ 暴力を受けたときの相談先

誰かに相談をしたことがあると回答した人の相談先は、「家族・親族」「友人・知人」が共に61.4%と最も多く、次いで女性では「民間の専門家や専門機関」（14.9%）となっています。

○ 相談しなかった理由

相談しなかった理由は、男女共に「相談するほどのことではないと思った」が、男性53.6%、女性55.1%と半数以上を占めています。

内閣府「平成27年版男女共同参画白書」

○ 配偶者間（内縁を含む。）における犯罪（傷害、暴行、殺人）の被害者 （平成26年検挙件数、割合）

検挙された配偶者間（内縁を含む。）における犯罪（傷害、暴行、殺人）の総数は、5,807件であり、そのうち93.3%（5,417件）は女性が被害者となっています。犯罪の種類ごとに被害者の男女別割合をみると、傷害では、女性94.5%（2,550件）、男性5.5%（147件）、暴行では、女性94.0%（2,775件）、男性6.0%（178件）となっており、女性が被害者である割合が高くなっています。

一方、殺人では、女性58.6%（92件）、男性41.4%（65件）となっており、傷害、暴行と比較して男性の被害者の割合が高くなっています。

※ 配偶者間で行われた傷害、暴行、殺人の件数は、配偶者からの暴力を直接の原因とするものだけではありません。

警察庁資料「平成26年中のストーカース事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況等」

○ ストーカース事案の被害者・加害者の状況

ストーカース事案の被害者の性別は、男性10.7%、女性89.3%となっています。一方、加害者の性別は、男性85.8%、女性10.8%、不明3.4%となっています。

基本目標2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための手段であり、その権利は男女を問わず保障されなければなりません。就業の形態やニーズが多様化する中で、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに取り組みます。

～男女が共に仕事と生活を大切にできる社会環境をつくります。～

【現状と課題】

- 働くことは、経済的自立の手段としてだけでなく、自分の能力を高めていくという意味で自己実現のための大切な手段であり、働きたい人が男女問わずその能力を十分に発揮でき、安心して働き続けられる環境づくりを進めていくことが重要です。
- しかしながら、継続就業を希望しながら出産・育児を機に仕事を辞めざるを得ない女性は約6割もおり（M字カーブ問題）、すべての企業において雇用を継続させる環境整備が進んでいるとは言えない状況にあります。
- このような状況の中、国においては、女性の活躍推進に向けた取組を進めることが重要であるとして、女性の活躍状況の把握や課題分析、行動計画の策定などを定めた「女性活躍推進法」が平成27年9月に施行されました。
- 京都においては、平成27年3月、京都における女性の活躍を加速化させるため、経済団体等と行政が連携して取組を推進する「輝く女性応援京都会議」を発足させ、女性の活躍推進についてオール京都体制で取り組んでいます。
- 少子高齢化、人口減少時代を迎え、個人、企業・組織、そして社会全体が発展していくためには、長時間労働を前提とした働き方を見直し、男女が共に仕事や家庭生活、地域社会などにおいて、生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」を実現することが必要です。
- また、女性は、育児・介護などで就業を中断することなどにより、非正規雇用に就きやすい就業構造があり、生涯的に見て低収入となる傾向が強いことから、高齢期においても経済的基盤が弱いという問題があります。女性が当たり前働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるよう、支援していく必要があります。
- セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害する人権侵害です。京都労働局における「男女雇用機会均等法」による労働相談の中では最も多く、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の更なる意識改革が必要となっています。
- さらに、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産・育児休業等を理由とした職場での精神的・肉体的いやがらせ）防止のための広報・啓発を進める必要があります。

1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

推 進 施 策	
(1) 企業等における男女雇用機会均等対策の推進	事実上の男女別雇用管理，募集・採用における性別による不利な取扱い，性別によって固定化された職域等の是正に向けて，啓発情報誌などによる広報や企業等を対象とした研修を充実するなど，企業等における男女雇用機会均等対策を促進します。
(2) 非正規雇用者の就業環境の整備	パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規雇用者の就業条件が正規雇用者との均衡に配慮したものとなるよう，企業等への啓発を進めるとともに，適正な労働条件を確保するための非正規雇用者に対する情報提供の充実を図ります。
(3) 商工・サービス・農林業等の自営業で働く女性の評価と男女のパートナーシップの確立	家族従業者として，商工・サービス・農林業等に携わる女性はその活動に見合う正当な評価を受け，男性と対等なパートナーとして経営に参画できるよう，家族経営協定など家族員間のルールづくりや女性の能力向上を支援します。
(4) 女子学生への就業支援	インターンシップや講座等を通じて，女子学生が主体的に職業意識を形成できるよう支援するとともに，企業等に対し，性別にかかわらず公正な募集・採用を行うよう働きかけます。
(5) セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント防止対策の推進	経営者等への働きかけを積極的に行い，企業等におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）やマタニティ・ハラスメント防止対策の徹底を促します。また，学校や地域など雇用以外の場でのセクシュアル・ハラスメントについても，未然防止のための取組を行います。

新規

2 仕事における真のワーク・ライフ・バランスの推進

重点

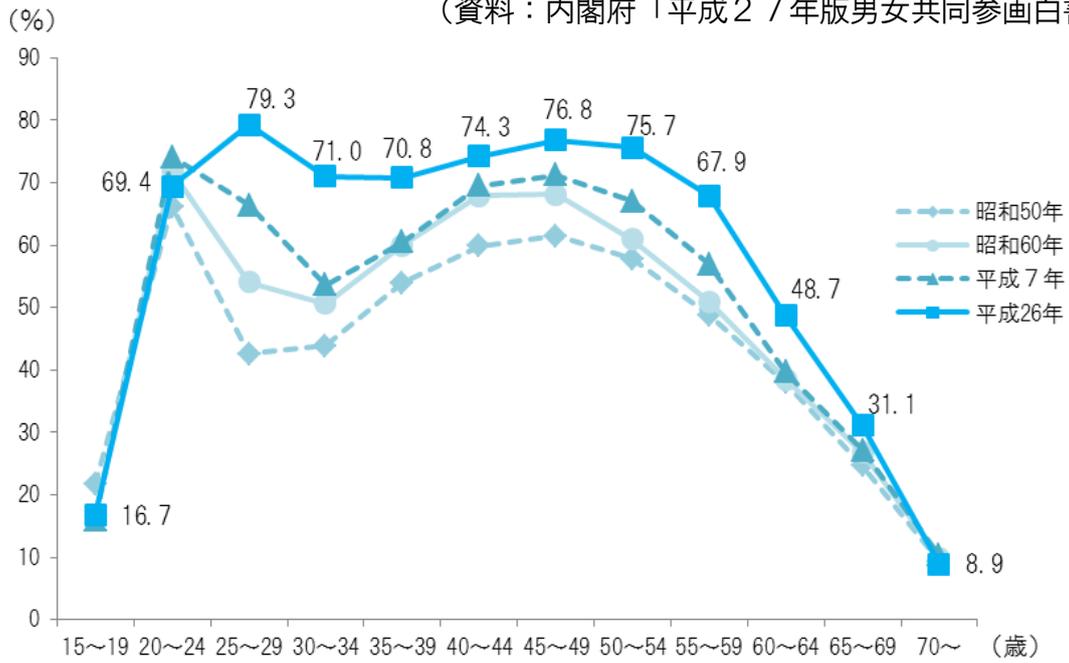
推 進 施 策	
(1) 長時間労働の解消や仕事と家庭生活等の両立支援のための取組の促進	充実
<p>男女が共に子育て・介護等をしてしながら働き続けることができるよう、長時間労働の解消や女性の能力の積極的な活用や管理職への登用、仕事と家庭生活の両立支援、男女が共に働きやすい職場づくりに向けた取組などを企業等の管理職や経営者に働きかけるとともに、取組を推進している企業の支援を行います。</p>	
(2) 子育てしながら働き続けられる条件整備	
<p>保育所等の待機児童ゼロを継続するための取組を引き続き進めるとともに、幼稚園における預かり保育の充実等、就労形態や子どもの状況などに応じたきめ細かな保育サービスを提供します。また、学童クラブ事業については、登録児童数や昼間留守家庭児童の動向を見極めながら、必要に応じて実施場所の確保を図るとともに、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業の実施を検討するなど、受入体制の確保に努め、子育てをしながら働き続けられる条件整備を進めます。</p>	
(3) 働く人のニーズやライフスタイルに応じた多様な働き方の促進	新規（推進中）
<p>男女を問わず働く人のニーズやライフスタイルに合わせた多様な働き方ができるような取組に対して支援を行います。</p>	

3 女性の活躍推進のための支援

推 進 施 策	
(1) 「輝く女性応援京都会議」の運営	新規（推進中）
<p>経済団体等と行政が連携した「輝く女性応援京都会議」で採択した「行動宣言」に基づき、積極的な人材発掘・能力開発・管理職への登用等の推進、「働き方改革」の推進による環境づくり、起業・創業を推進するなど、女性の活躍推進にオール京都で取り組みます。</p>	
(2) 女性の再就職等に向けた支援	
<p>就職、再就職、就業継続等の女性のニーズに応じた職業の能力の開発を支援します。とりわけ、出産・育児、介護等のために退職した女性の再就職に向けた支援の充実を図ります。</p>	
(3) 女性の起業に対する支援	
<p>起業を目指す女性を対象に、会社の設立・経営等に関する情報提供や相談を行うなど、女性が起業家として独立できるよう総合的に支援します。</p>	
(4) 働き方に関する情報提供・相談	
<p>多様な働き方に関する情報を収集・整備し、講座やパンフレット等を通じて広く提供するとともに、働く女性が抱える様々な不安やストレスに対応できる相談体制の充実を図ります。</p>	
(5) 働く女性の健康管理の促進	
<p>女性が心身の健康を保持しながら安心して働き続けることができるよう、企業等に対して、安全で快適な職場環境づくりを働きかけるとともに、健康診査を受ける機会に恵まれない女性の健康管理を支援します。</p>	

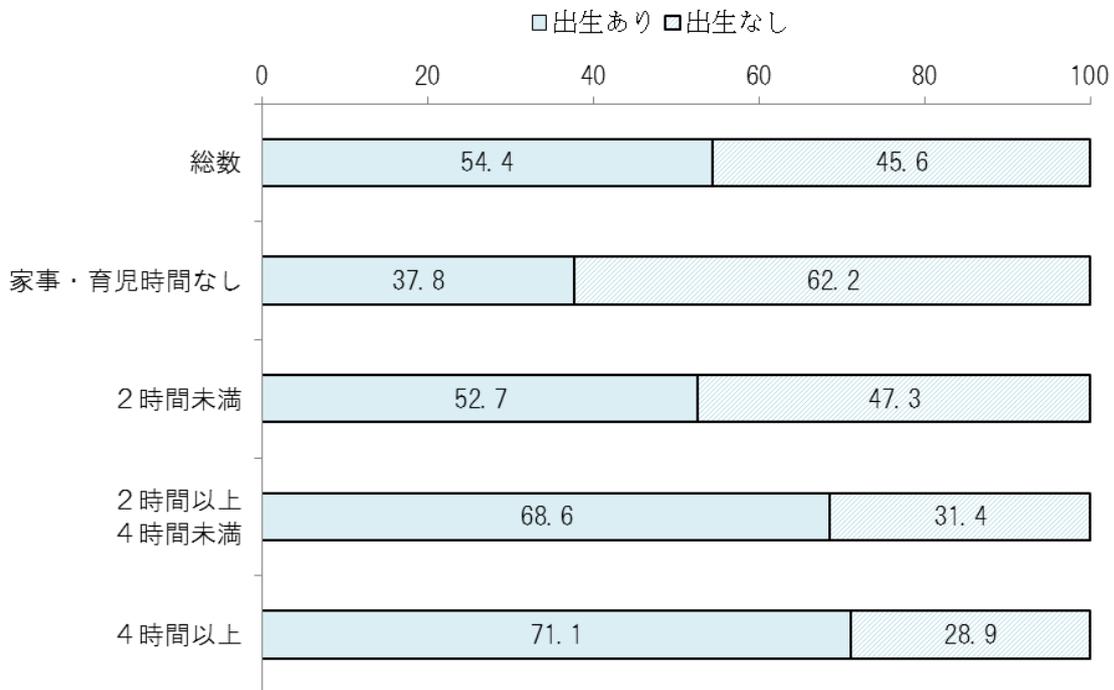
女性の年齢階級別労働力率の推移

(資料：内閣府「平成27年版男女共同参画白書」)



夫の平日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合

(資料：厚生労働省「第11回21世紀成年者縦断調査」)



基本目標3 自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

家事、子育て、介護などは、固定的な性別役割分担の下で、主に女性によって担われ、それが女性の自立と多様な生き方を妨げる要因の一つとなっています。男女が家庭生活に参画し、共に仕事や地域活動とのバランスのとれたライフスタイルを確立できるよう、ひとりひとりの生き方を支え合える家庭づくりの支援に取り組みます。

～身近なところからの男女共同参画を実現します。～

【現状と課題】

- 「男は仕事、女は家事・育児」という固定的性別役割分担意識を反映した制度や慣行は、時代とともに少しずつ変わってきたものの、いまだに根強く残っています。男女の社会における活動や個人のライフスタイルが多様化する中、男性が家計を支え、女性が家事・子育て等を行うことを前提とした世帯単位の考え方を見直し、男女が共に仕事と家庭に関する責任を負う社会の構築が求められています。
- 内閣府「平成27年版男女共同参画白書」によると、我が国における6歳未満の子供のいる夫の家事・育児関連時間は先進国の中で極めて低い水準です。また、平成26（2014）年度に実施した「京都市男女共同参画に関するアンケート」によると、家庭における主な介護者に占める割合は、女性が男性の約2倍であり、家庭生活における介護の負担が家族のうちでも女性に重くのしかかっていることが分かります。
- また、長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないことは、少子化の原因の一つであると言われています。家庭における女性の負担を軽減し、女性の社会参加を促すためには、男性の家庭や地域等への参画が不可欠であり、男性の参画を重視した広報・啓発に力を入れていく必要があります。男性が家事・子育て・介護等に参画し多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成など、男性自身にとっても重要です。
- しかしながら、男性は長時間労働のため家事・子育て・介護等に時間を割けないという問題もあることから、仕事における真のワーク・ライフ・バランスの推進（基本目標2-2）と併せた取組が必要となってきます。このような取組を進めることで、結婚、出産、子育てをはじめ人々の希望がかなう社会を追求することが重要です。

育児休業取得率

女性の育児休業取得率は86.6%、男性の育児休業取得率は2.30%

- ・女性の育児休業取得率は、前回調査（平成25年度83.0%）より3.6ポイント上昇
- ・男性の育児休業取得率は、前回調査（平成25年度2.03%）より0.27ポイント上昇

資料：厚生労働省「平成26年度雇用均等基本調査」

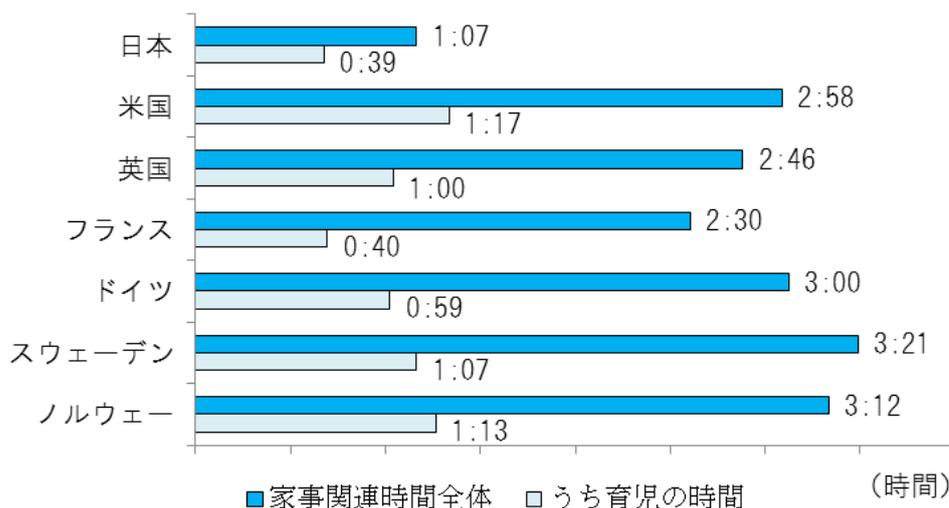
1 家庭における真のワーク・ライフ・バランスの推進

重点

推 進 施 策	
(1) 家事・子育て・介護等家庭生活における男性の主体的な参画の促進 充実	家事・子育て・介護等に関する男性の意識と能力の向上を支援するための講座等を開催するなど、家庭生活における男女共同参画に向けた家庭や地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を実施します。
(2) 男女が共に安心して子育てできる環境の整備	男女が共に安心して子育てできるよう、保育所等の待機児童ゼロを継続するための取組を引き続き進めるとともに、幼稚園における預かり保育の充実等、きめ細かな保育サービスの提供に努めます。
(3) 地域における子育ての支援	子育てしやすい地域づくりを目指し、身近な地域レベルから全市レベルまで、重層的な「子どもネットワーク」を構築し、身近な地域における子育て相談への対応や子育て家庭が気軽に集い交流できる場の提供など、子育てをする親の不安や悩みを解消し、子どもがいる生活に充実感を感じることできる取組を推進します。
(4) ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進	社会的に困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対し、生活の安定と経済的自立に向けた支援や、日常生活における様々な支援を充実します。
(5) 介護者の負担軽減につながる介護サービスの実施及び高齢者の生活や介護に関する専門相談等	高齢者が安心して暮らせるよう、地域的なバランスを考慮した介護関連施設の整備と介護サービスの質的向上を図るとともに、一人暮らしの高齢者や家庭で介護を行う家族に対する支援を行います。また、男女それぞれのニーズに応じて高齢者の生活や介護等に関する専門相談に応じるとともに、介護技術の助言、指導等を行います。

6歳未満の子供のいる夫の家事・育児関連時間（1日当たり）

（資料：内閣府「平成27年版男女共同参画白書」）



基本目標4 生涯を通じた健康な暮らしづくり

女性のからだは、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。女性がいきいきと社会で暮らしていくために、性に関する男女の相互理解を促進するとともに、ライフステージに応じた男女の心とからだの健康づくりに取り組みます。

～生涯を通じて男女の健康支援を行います。～

【現状と課題】

- 男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、お互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成のための前提です。健全な家庭や職場環境づくりのためには、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念を踏まえて、男女が共にその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるような教育、相談体制を確立することが重要です。
- 特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。そのため、女性が自分のからだに関する正しい知識や情報入手し、自ら判断し健康を享受できるようにするとともに、社会全体が女性の健康について認識を高めていく必要があります。さらに、女性はその身体的な特性から、乳がんや子宮がん（子宮頸がん、子宮体がん）、骨粗しょう症、更年期障害など特有の健康上の問題が生じることがあり、病気の発症と進行の予防、早期発見、早期治療等の取組を充実させていく必要があります。
- また、安心・安全な出産を確保するためには、妊娠・出産期における女性の健康管理が重要であり、ここ最近の晩婚化などによる出産年齢の上昇や働く女性の増加など、女性のライフスタイルが多様化する中で、子どもを安心して産み育てられる環境の整備が重要となっています。

1 男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透

推 進 施 策	
(1) 性に関する情報提供・相談	性感染症やH I V感染症を予防するため、必要な知識の普及と相談・カウンセリング等に取り組みます。また、エイズ予防に対する正しい理解と実践的態度を培うとともに、エイズに対する不安や偏見を払拭し、H I V感染者及びエイズ患者と共に生きる社会を実現するための教育を推進します。
(2) 人権尊重の精神に基づく性教育の推進	学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた性知識、生命尊重や男女平等意識、性に関して自ら考え判断する能力を身につけられるよう、人権尊重の精神に基づく性教育を推進します。

2 男女の心とからだの健康づくりの支援

推 進 施 策	
(1)	男女それぞれに特有な病気の予防対策 女性に特有ながん（乳がん等）や骨粗しょう症の予防，早期発見，早期治療ができるよう検査等を実施するとともに，男性特有の病気（前立腺がん等）や男性の更年期などの悩みにも対応できるよう体制を整えます。性差医療の意義を踏まえた女性外来や男性外来のニーズへの対応を図ります。
(2)	生活習慣の改善等による男女の健康づくりの推進 青年期健康診査等を通じて，飲酒，喫煙，無理なダイエットなどによる影響について情報提供を行い，健康を保持・増進するための生活習慣の見直し・改善を促すとともに，受動喫煙防止対策の普及を促進します。
(3)	ライフステージに応じた男女の心の健康の保持・増進 男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るための相談等を充実し，思春期，妊娠・出産期，更年期，高齢期などライフステージに応じた心の健康づくりなどを支援します。

3 母と子の健康を守る保健医療等の推進

推 進 施 策	
(1)	妊娠・出産期における女性の健康管理の支援 妊娠・出産期の女性を対象とした健康診査，相談，指導等を充実し，安全な出産に向けた健康管理を支援するとともに，不妊等に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。また，妊娠・出産・子育て等への男性の理解と協力を促進するなど，妊産婦に優しい環境づくりの推進に取り組みます。
(2)	安心して出産できる医療環境の整備 危険な状況にある母子を受け入れる高度医療施設や，迅速な搬送体制の確保等による周産期医療体制への支援など，安心して出産できる医療環境の整備を図ります。
(3)	乳幼児のすこやかな発育・発達の支援 乳幼児の病気や障害の予防，早期発見，相談，指導等により，すこやかな発育・発達を支援するとともに，保護者の育児不安の解消を図ります。

基本目標5 あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

性別にとらわれない多様な生き方を実現するためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を拡充するとともに、それに参画していく意識と能力の向上を図る必要があります。意思決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくりに取り組みます。

～性別を問わない参画により多様性に富んだ社会を実現します。～

【現状と課題】

- 意思決定の場に男女が共に参画し、多様な意見や新しい発想を政策や方針に反映させることは、多様性に富んだ活力のある社会を構築するうえで重要なことです。しかしながら、我が国における意思決定の場に参画する女性の割合は国際的に見ても大変低い状況になっています。
- 京都市における管理職に占める女性の割合は、12.7%（平成23（2011）年4月1日現在、市長部局）から16.5%（平成27（2015）年4月1日現在、市長部局）と増加傾向にあります。引き続き、管理職への女性職員や附属機関等における女性委員の登用など、更なる取組の強化が必要です。
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害において、「避難所運営の責任者が男性であることが多く、生活物資、身体的配慮に対して女性の視点がない。」「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識の中で避難所においても女性に育児、介護を含めた責任が担わされる。」ことなどが大きな問題となり、防災分野における男女共同参画の推進が強く求められています。
- 地域においては、自治会、町内会、子ども会、PTAなどの活動を実質的に女性が支えている場合が多く、組織の長には男性が就くといった実態があるなど、旧来の慣習やしきたりにより特定の性や年齢層で担われている場合が見られます。また、高度経済成長を支えてきた団塊の世代を中心として、仕事に邁進してきた男性は退職後、地域活動になかなか参加できない傾向があります。
- 地域は家庭と共に市民にとって最も身近な暮らしの場であり、少子高齢化や人間関係の希薄化、単身世帯の増加等、社会状況が変化する中、男女が共に担わないと立ち行かない状況となってきています。あらゆる世代の男女が共に地域活動に参加することが、最も身近な男女共同参画につながることから、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備していくことが重要です。
- 京都市においては、民間企業等の模範となるよう、男女が働きやすい職場づくりを積極的に推進するだけでなく、京都市のあらゆる分野に男女共同参画の視点が生かされるよう、京都市内部はもちろんのこと関係団体等と有機的に連携し、男女共同参画社会の実現に取り組むことが求められています。

1 意思決定の場への男女の均等な参画の促進

推 進 施 策	
(1) 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備	企業や各種団体等に対し、ポジティブ・アクションの普及をはじめ、組織の意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備を働きかけます。また、市政運営においても、男女が共に参画できるよう、市民意見の募集、附属機関等への市民参加を進めるとともに、会議の公開や審議内容等の公表を推進します。
(2) 京都市の附属機関等における男女構成比の均衡の確保 充実	京都市が設置する附属機関等について、女性委員の登用状況の実情把握をするとともに、委員公募制の活用などによる運営方法の見直しや委員推薦団体への協力要請等を行うことにより、女性委員のいない附属機関等を早期に解消し、男女いずれの割合も35%を下回らない附属機関等の割合が65%以上となるよう委員構成を確保します。
(3) 防災分野における男女共同参画の推進 新規	防災（復興）のすべての過程において、男女共同参画の視点が反映されるよう、会議や組織等において女性の参画を拡大するとともに、避難所の運営に当たっては、避難所運営マニュアルに基づいた取組を推進します。

2 地域における真のワーク・ライフ・バランスの推進

重点

推 進 施 策	
(1) 男女の協力による地域コミュニティの活性化の推進	住民相互の連帯意識を醸成し、男女の協力による地域コミュニティの活性化を図るため、旧来の慣習やしきたりによる固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、生活安全、環境、防災など様々な地域活動への男女の参加を促進します。
(2) 社会参加、社会貢献意識の醸成に向けた啓発 新規（推進中）	市民の社会への関心と参加意識を高めることができるよう、様々な学習機会を設けるとともに、社会参加や社会貢献に活用できる能力の向上を支援します。また、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた活動についてのエピソードを募集・表彰するとともに、その内容を情報発信します。
(3) 地域活動や市民活動等への参加促進と活動支援 新規（推進中）	地域活動やNPO等の市民活動に関する情報提供、ボランティア活動の普及等を行い、様々な地域活動や市民活動等の社会活動への市民参加を促進するなど、京都ならではの地域力を活かしたまちづくりを推進します。

3 男女共同参画を進める市民の力の向上

推 進 施 策	
(1)	男女共同参画の推進に向けた学習機会の提供 男女が共に社会の様々な事柄を男女共同参画の視点で理解し、豊かに生きる力を養うことができるような学習機会を提供します。
(2)	男女の社会参加意識の向上促進 男女が共に社会への関心と参加意識を高めることができるよう、政治や経済等に関する学習・研修の機会を設けるとともに、法律を理解・活用できる能力の向上を支援します。
(3)	男女の様々な悩みを解決するための相談 男女が抱えている様々な悩みに対して適切な助言や情報提供を行うなど、解決に向けた相談体制の推進を図ります。さらに、男女共同参画に係る苦情等処理制度の周知及び効果的な活用を図ります。
(4)	男女平等の実現を目指した市民活動への支援 市民活動に必要な情報提供、相互の幅広いネットワークづくりなど、活動する団体やグループ等への支援を行い、男女平等の実現を目指した市民活動の活性化を図ります。
(5)	ボランティア活動への男女の参加促進 ボランティア情報の提供や、ボランティア休暇の普及などを行うことにより、様々なボランティア活動への男女の参加を促進します。

4 京都市役所における男女共同参画に向けた条件づくり

推 進 施 策	
(1)	京都市役所における男女が働きやすい職場づくりの推進 「京都市職員力・組織力向上プラン」及び「仕事と子育ていきいき活躍プラン」に基づき、女性職員の育成と積極的登用、職員の能力発揮の機会の拡充、市役所全体の「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に取り組みます。
(2)	京都市役所における推進体制の充実 庁内の横断的組織である男女共同参画推進会議において関係局・区等間の相互の調整を行うとともに、男女が共に働きやすい職場づくりに率先して取り組みます。

基本目標6 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで、不可欠な要素であることから、国際的な男女共同参画の推進状況を常に把握し、国際的視野に立って男女共同参画を推進します。

～国際的視野に立って男女共同参画を推進します。～

【現状と課題】

- 女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は、昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。
平成7（1995）年に開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重し合うことが求められています。
- 国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで、不可欠な要素であることから、京都市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。

1 国際動向の情報収集と市民への情報発信

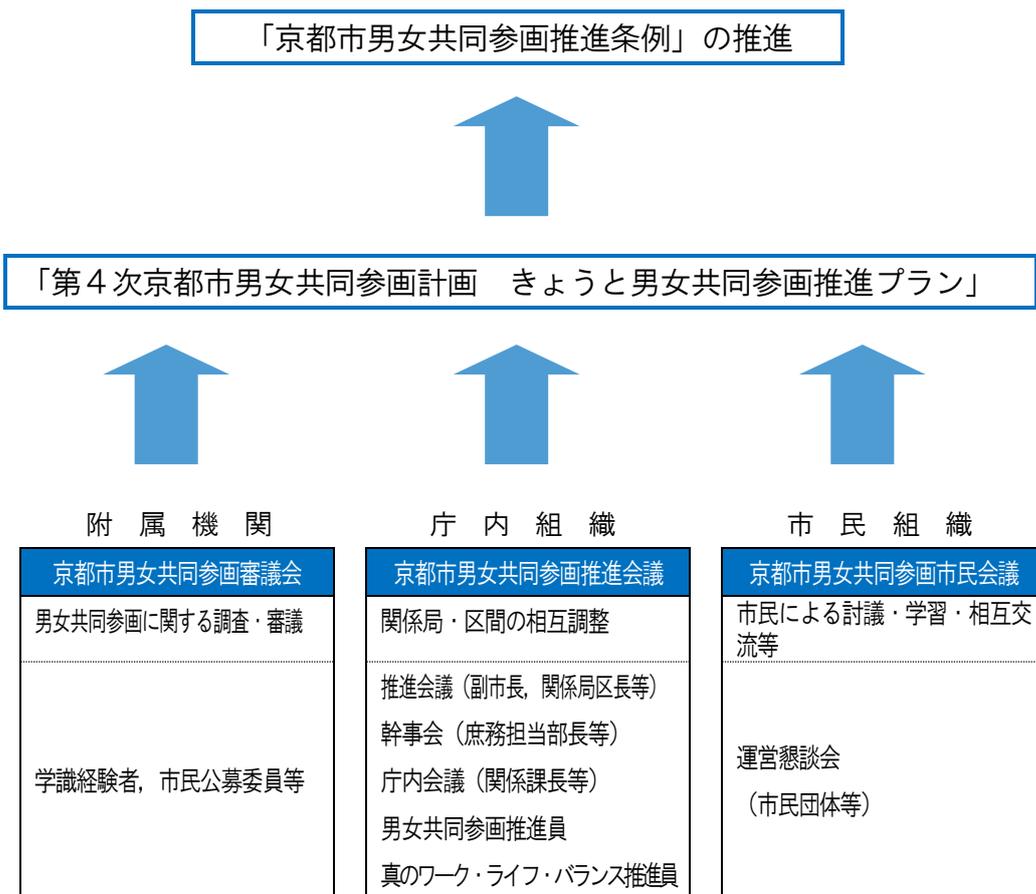
推 進 施 策
(1) 国際的な男女共同参画に関する情報収集 国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」などにおいて提供します。

第4章 計画の推進

1 推進体制

京都市では、庁内の横断的組織である京都市男女共同参画推進会議において、計画の実施について、関係局・区等間の相互の調整を行うとともに、附属機関である京都市男女共同参画審議会による施策の実施状況の点検・評価などを通じて、計画を総合的かつ効果的に推進します。

また、計画を推進するに当たっては、行政だけでなく広く市民、団体、企業等が男女共同参画社会の実現を意識して取り組んでいくことが必要であることから、市民団体等で構成された京都市男女共同参画市民会議などを通じて、市民、団体、NPOとのパートナーシップを確立し、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取組の促進を図ります。



2 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」の機能の充実

計画を推進する中核的施設として、「ひとりひとりが輝く、色彩あふれる世界へ」に向け、男女共同参画に関する「情報の収集と提供」「啓発誌の発行」「講座・研修等の実施」「相談事業」「貸会場の提供」「活動団体相互間の連携と交流」「調査研究・人材育成」などに取り組みます。

<情報の収集と提供>

国や地方自治体、世界各国の男女共同参画に関する施策や取組を情報収集し、図書情報室等において、分かりやすく提供します。

<啓発誌の発行>

より多くの方に男女共同参画について理解していただくため、啓発冊子を企画、発行します。

<講座・研修等の実施>

男女共同参画の視点の普及・浸透のため、各種講座や講演会、研修会を実施します。

<相談事業>

日常生活の中で男女が直面する悩みについて、問題解決の支援をします。

<貸会場の提供>

会議室のほか、イベントホール、スポーツルーム、フィットネスルーム、調理室、音楽室など、各種貸会場を提供します。

<活動団体相互間の連携と交流>

男女共同参画を担う中核的施設として、NPO、大学、企業、市民団体、京都府等と連携しながら各種事業を実施します。

<調査研究・人材育成>

京都市の男女共同参画推進における課題を検討・分析します。また、男女共同参画の推進のため地域や市民活動のリーダーとして活躍できる人材や団体を育成します。

- 住所 〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地
- 代表 TEL : 075-212-7490 FAX : 075-212-7460 Eメール : center@wings-kyoto.jp
URL : <http://www.wings-kyoto.jp/>
- 貸会場 TEL : 075-212-7470 ● 事業 TEL : 075-212-8013 ● 図書 TEL : 075-212-0606

- 相談室 TEL : 075-212-7830

● アクセス

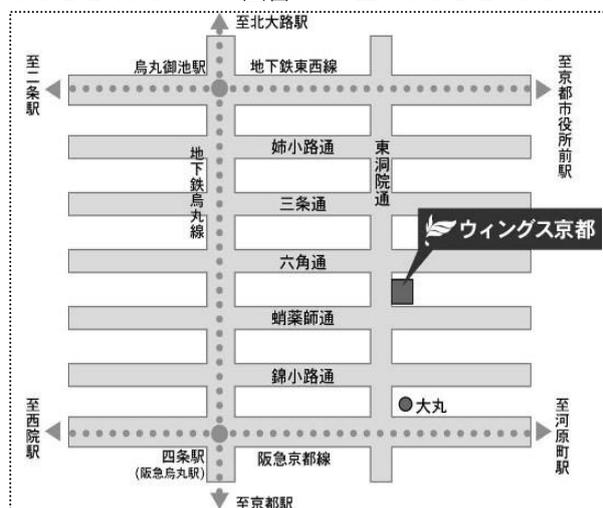
地下鉄烏丸御池駅(5番出口)

地下鉄四条駅(20番出口)

阪急烏丸駅(20番出口) 下車 徒歩約5分

- 休館日 毎週水曜日, 12/29~1/3

- 開館時間 平日 9時~21時
日曜日・祝日 9時~17時



参 考 资 料

1 京都市男女共同参画推進条例

平成15年12月26日
条例第44号
改正 平成25年11月15日条例第49号

目次

前文
第1章 総則（第1条～第7条）
第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）
第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条～第20条）
第4章 苦情等の処理（第21条）
第5章 男女共同参画審議会（第22条～第24条）
第6章 雑則（第25条）
附則

ここ京都では、男女が共に、長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切にし、自由で先駆的な気風をはぐくみながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。このような京都が、将来にわたって、魅力あふれるまちとして輝き続けるためには、市民一人一人が、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができるようにしなければならない。

これまでも、本市においては、日本国憲法にうたわれた男女平等の理念が、京都のまちに息づくことを願い、その実現に向けた歩みを進めてきたが、依然として、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。そのため、今後も、男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の一層の推進を図る必要がある。

ここに、本市は、自治の精神に基づく活発な地域活動の土壌や豊富に蓄積された知的資源など1200年を超える歴史の中で培われた京都の優れた特性を生かし、市民等との緊密な連携の下に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが、すべての市民が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切にし、未来への希望を持って暮らすことができるまちの実現に不可欠であると認識し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

（本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 本市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体（以下「市民等」という。）との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

- 第4条 市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行に捕らわれることにより他人の自由な意思決定を阻害することのないよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 市民は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（施策の実施体制の整備等）

- 第6条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。
- 2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（年次報告）

- 第7条 市長は、毎年、本市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

（性別による人権侵害の禁止）

- 第8条 何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害（以下「性別による人権侵害」という。）を行ってはならない。

（広告物の表現の配慮）

- 第9条 何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、広告物の表現が、性別による人権侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (3) その他男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 本市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(性別による人権侵害の防止等)

第13条 本市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めなければならない。

(家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立)

第14条 本市は、男女が、性別にかかわらず家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立を円滑に図ることができるようにするため、保育の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(雇用における平等な機会及び待遇の確保等)

第15条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。

4 本市は、家族等により営まれる事業に従事する男女が、当該事業に係る活動において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行により、個人として能力を発揮することが妨げられないようにするため、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(政策等の立案から決定までの過程における男女共同参画)

第16条 本市は、その政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進するため、附属機関及び市民、学識経験のある者等で構成する会議における男女の委員の数の均衡の確保その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び民間の団体に対し、その方針の立案から決定までの過程における男女共同参画を促進するため、積極的改善措置（社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。）に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(教育及び学習の振興)

第17条 本市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(妊娠及び出産に係る健康の保持増進)

第18条 本市は、男女が、互いの性についての理解を深めるとともに、妊娠及び出産に係る健康の保持増進を図ることができるようにするため、情報の提供、医療の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第19条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、施設の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第20条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

2 本市は、前項の調査研究を行うに当たっては、大学及び研究機関との連携に努めなければならない。

第4章 苦情等の処理

第21条 市民等は、性別による人権侵害と認められる行為又は本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情、相談その他の意見を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る苦情等を適切に処理しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備しなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会)

第22条 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第23条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項及び第5項（審議会に関する部分に限る。）、第4章並びに第5章の規定は、市規則で定める日から施行する。

（平成16年3月31日規則第146号で平成16年4月1日から施行）

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により定められた計画は、第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

附 則（平成25年11月15日条例第49号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 京都市男女共同参画推進条例施行規則

平成16年3月31日
規則第147号
改正 平成21年3月31日規則第99号

(専門員の設置)

第1条 市長は、京都市男女共同参画推進条例第21条第1項の規定による申出（以下「苦情等の申出」という。）を適切に処理するため、京都市男女共同参画苦情等処理専門員（以下「専門員」という。）を置く。

(専門員の定数等)

第2条 専門員の定数は、3人以内とする。

2 専門員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(専門員の任期)

第3条 専門員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門員は、再任されることができる。

(苦情等の申出の処理に関する補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、苦情等の申出の処理に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長2人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理し、会長及び当該副会長に事故があるときは、他の副会長がこれを代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

8 前条（第4項を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第99号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

3 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
改正 平成11年7月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる事。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4 配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

平成十三年法律第三十一号
最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章 保護命令（第十条―第二十二条）
第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二 補則（第二十八条の二）
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身

体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限る、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該

申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

5 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成二十七年法律第六十四号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念の通り、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

- 第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3** 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）の通り、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則の通り、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相

談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定

により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

6 男女共同参画に関する年表

	世界（国連など）	国	京都市
昭和20年 (1945)	■ 国際連合誕生		
昭和21年 (1946)	■ 国連「婦人の地位委員会」設置	■ 第22回衆議院議員総選挙で初の婦人参政権行使（女性39人当選） ■ 日本国憲法公布<翌年施行>	
昭和23年 (1948)	■ 「世界人権宣言」採択	■ 第1回婦人週間（～2000年）	
昭和42年 (1967)	■ 「婦人に対する差別撤廃に関する宣言」採択		
昭和47年 (1972)	■ 1975年を国際婦人年とすることを宣言		
昭和50年 (1975)	■ 国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ■ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）開催 〔「メキシコ宣言」「世界行動計画」採択〕	■ 女子教育職員・看護婦・保母等の育児休業に関する法律公布<翌年施行> ■ 内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 ■ 「婦人問題企画推進協議会」設置 ■ 総理府に「婦人問題担当室」設置	
昭和51年 (1976)		■ 民法等一部改正法公布・施行（離婚後の婚氏統制制度新設）	
昭和52年 (1977)		■ 「国内行動計画」（～1986年）策定 ■ 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ■ 「国内行動計画前期重点目標」策定 ■ 国立婦人教育会館（現国立女性教育会館）開館	
昭和53年 (1978)		■ 「婦人の現状と施策—国内行動計画第1回報告書—」発表	■ 市会において「婦人の地位向上のための請願」採択 ■ 総務局に「勤労者・婦人対策室」設置 ■ 「京都市の婦人対策の推進について」決定 ■ 「婦人問題関係基礎資料集」発行 ■ 「婦人問題企画推進協議会」設置（～1980年） 〔「京都市の婦人対策の基本的な考え方と施策の方向について」諮問〕 ■ 「婦人問題行政庁内連絡会」設置（～1981年） ■ 世界文化自由都市宣言 ■ 「婦人会議」設置（現男女共同参画市民会議）
昭和54年 (1979)	■ 国連第34回総会「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択		■ 「京都市女子職員意識調査」実施 ■ 「勤労者・婦人対策室」を「婦人対策課」に改組 ■ 婦人問題企画推進協議会「婦人問題解決のために—中間報告—」発表

	世界（国連など）	国	京都市
昭和55年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連婦人の10年中間年世界会議（コペンハーゲン）開催 〔国連婦人の10年後半期行動プログラム〕採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女子差別撤廃条約」署名 ■ 民法及び家事審判法一部改正法公布（配偶者の法定相続分の引上げ、寄与分制度創設） <翌年施行> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「婦人実態調査」実施 ■ 第1回婦人会議開催 ■ 「女性市民きょうと」創刊（～1992年） ■ 婦人問題企画推進協議会「京都市の婦人対策の基本的な考え方と施策の方向について」答申
昭和56年 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ILO第156号「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」（家族的責任条約）採択 ■ 「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市会「女子差別撤廃条約の早期批准に関する要望書」を国へ提出 ■ 「婦人対策課」を「婦人計画課」に改組 ■ 社会教育総合センター（現生涯学習総合センター）に婦人教育情報センター開設 ■ 「婦人行政企画推進会議」設置（現男女共同参画推進会議） ■ 「婦人問題懇話会」設置（～1982年） ■ 「婦人問題意識調査」実施
昭和57年 (1982)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女子差別撤廃委員会」設置 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「婦人問題解決のための京都市行動計画」（第1次計画）策定
昭和58年 (1983)			<ul style="list-style-type: none"> ■ 非核、平和都市宣言 ■ 「婦人計画課」を「婦人青少年課」に改組 ■ 「婦人問題アドバイザー」設置（～1989年） ■ 「京都市基本構想」策定
昭和59年 (1984)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 国籍法及び戸籍法一部改正法公布（父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化） <翌年施行> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女性市民ハンドブック」発行
昭和60年 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連婦人の10年最終年世界会議（ナイロビ）開催 〔「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」〕採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金法一部改正法公布（女性の年金権の確立） <翌年施行> ■ 男女雇用機会均等法公布 <翌年施行> ■ 労働者派遣法公布 <翌年施行> ■ 「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「京都市基本計画」策定 ■ ナイロビ世界会議（NGOフォーラム）及びヨーロッパにおける婦人の状況調査に代表団派遣
昭和61年 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 女子労働基準規則の制定 ■ 婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡大 ■ 総理府に「婦人問題企画推進有識者会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「パートタイム労働者に関する調査」実施 ■ 「婦人問題関係資料集」発行
昭和62年 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（以下「新国内行動計画」）策定 ■ 所得税法一部改正法公布・施行（配偶者特別控除制度創設） 	
昭和63年 (1988)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「農山漁村婦人の日（3月10日）」設定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女性市民ハンドブック」（改定版）発行
平成元年 (1989)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「児童の権利に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文部省「新学習指導要領」告示（高等学校家庭科男女必修化及び中学校技術・家庭科における男女同一の履修の取扱い） ■ 労働省「パートタイム労働法」策定 	

	世界（国連など）	国	京都市
平成2年 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「婦人問題懇話会」設置（～1992年） <ul style="list-style-type: none"> 「第2次婦人行動計画の課題と施策の方向性について」諮問 ■ 「女性問題に関する意識・実態調査」実施
平成3年 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「育児休業法」公布（男女共に取得可能）＜翌年施行＞ ■ 「新国内行動計画」第1次改定 ■ 国家公務員、地方公務員の育児休業法公布＜翌年施行＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 婦人問題懇話会「第2次京都市女性行動計画への提言」答申 ■ 女性総合センター着工 ■ 「京都市健康都市構想」策定
平成4年 (1992)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境と開発に関する国連会議（地球サミット／リオデジャネイロ）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働省「介護休業等に関するガイドライン」策定 ■ 婦人問題担当大臣任命（内閣官房長官） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第2次京都市女性行動計画」策定 ■ 「婦人青少年課」を「女性青少年課」に名称変更 ■ 「女性政策懇談会」設置（平成6年度に男女共同参画懇話会に名称変更） ■ 女性問題をみんなで考えるグラフ誌「E」(イー・フラット) 創刊
平成5年 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界人権会議（ウィーン）開催 <ul style="list-style-type: none"> 「女性の人権を含む「ウィーン宣言」及び「行動計画」策定 ■ 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「パートタイム労働法」公布・施行 ■ 中学校における家庭科の男女必修完全実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「新京都市基本計画」策定 ■ 「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」制定 ■ 財団法人京都市女性協会設立
平成6年 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際家族年 ■ 「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）開催 <ul style="list-style-type: none"> 「ジャカルタ宣言（行動計画を含む）」採択 ■ 国際人口・開発会議（カイロ）開催 <ul style="list-style-type: none"> 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念を盛り込んだ「カイロ宣言」及び「行動計画」採択 ■ 「人権教育のための国連10年」（1995-2004年）決議 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高等学校における家庭科の男女必修実施（1994年度入学者から順次実施） ■ 総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 ■ 法務省「婚姻制度等に関する民法改正要綱草案」公表 ■ 内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性総合センター「ウィングス京都」開館 ■ 「女性青少年課」を「男女共同参画推進課」に改組 ■ 「女性大学」開設
平成7年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会開発サミット（コペンハーゲン）開催 ■ 国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ■ 第4回世界女性会議（北京）開催 <ul style="list-style-type: none"> 「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ILO第156号条約（家族的責任条約）批准 ■ 育児休業法一部改正法公布・施行（介護休業制度の法制化） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「女性問題ガイドー職場の身近な女性問題を考えるー」発行 ■ 「男女共同参画推進課」を文化市民局に移管 ■ 男女共同参画懇話会に「第2次京都市女性行動計画の新たな展開について」諮問 ■ 「男女共同参画社会に関するアンケート調査」実施 ■ 第4回世界女性会議（NGOフォーラム）に代表団を派遣

	世界（国連など）	国	京都市
平成8年 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> ■法制審議会「民法の一部を改正する法律案要綱」答申 ■男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ■「男女共同参画推進委員会」（えがりてネットワーク）発足 ■「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画懇話会「第2次京都市女性行動計画の新たな展開への提言」答申 ■「もっと元気に・京都アクションプラン」策定（男女共同参画社会の実現に向けた条件整備を明記）
平成9年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画審議会設置法公布・施行 ■男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の一部改正法公布<翌々年（母性保護については翌年）施行> ■『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」策定 ■介護保険法公布<2000年施行> 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第2次京都市女性行動計画」改定 ■「女性の労働に関する市民意識調査」実施
平成10年 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申 	
平成11年 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■児童買春・児童ポルノ法公布・施行 ■男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ■男女共同参画社会基本法公布・施行 ■食料・農業・農村基本法公布・施行（女性の参画促進を規定） ■警察庁「女性・子どもを守る施策実施要綱」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性への暴力に関する市民意識調査」実施 ■「京都市基本構想」策定
平成12年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ■国連特別総会「女性2000年会議（ニューヨーク）開催 〔「政治宣言」及び「成果文書」〕採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性と仕事の未来館」開館 ■ストーカー規制法公布・施行 ■男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ■男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ■「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画懇話会に「第3次女性行動計画」に盛り込むべき施策の基本的方向について」諮問 ■女性2000年会議（NGOフォーラム）に代表団派遣 ■「男女共同参画に関する市民意識実態調査」実施
平成13年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ■内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 ■配偶者暴力防止法公布・施行<配偶者暴力相談支援センターについては翌年施行> ■第1回男女共同参画週間実施 ■「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ■育児・介護休業法一部改正法公布・施行（休業による不利益取扱いの禁止/時間外労働の制限、看護休暇制度<翌年施行>） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「京都市基本計画」策定 ■男女共同参画懇話会「京都市男女共同参画計画への提言」答申 ■「女性への暴力専門相談」開設
平成14年 (2002)		<ul style="list-style-type: none"> ■「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第3次女性行動計画 きょうと男女共同参画推進プラン」策定 ■男女共同参画推進員の設置 ■男女共同参画懇話会に「京都市男女共同参画推進条例（仮称）について」諮問 ■男女共同参画懇話会「（仮称）京都市男女共同参画推進条例に盛り込むべき基本的事項について」答申

	世界（国連など）	国	京都市
平成 15 年 (2003)	■ 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議	■ 次世代育成支援対策推進法公布・施行 ＜地方公共団体及び事業主の行動計画の策定については翌々年施行＞ ■ 少子化社会対策基本法公布・施行	■ 京都市男女共同参画推進条例公布・施行＜苦情等の処理、男女共同参画審議会の設置については翌年施行＞
平成 16 年 (2004)		■ 配偶者暴力防止法一部改正法公布・施行 ■ 育児・介護休業法一部改正法公布 ＜翌年施行＞	■ 「男女共同参画審議会」設置 ■ 「男女共同参画苦情等処理制度」創設 ■ 「男女共同参画講座」開講（女性大学を改編） ■ 「男女共同参画通信」創刊（男女共同参画社会について考えるグラフ誌「E ^b （イー・フラット）」を改編）
平成 17 年 (2005)	■ 第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」関係級会合）（ニューヨーク）開催	■ 男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ■ 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 ■ 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	■ 男女共同参画審議会に「第 3 次女性行動計画 きょうと男女共同参画推進プランの中間見直しについて」諮問 ■ 「民間緊急一時保護施設（民間シェルター）に対する補助制度」創設 ■ 「男女共同参画に関するアンケート」実施 ■ 「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度創設
平成 18 年 (2006)		■ 男女雇用機会均等法、労働基準法一部改正法公布 ＜翌年施行＞ ■ 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ■ 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	■ 「女性総合センター」を「男女共同参画センター」に改称 ■ 男女共同参画審議会「第 3 次女性行動計画 きょうと男女共同参画推進プランの新たな展開について」答申
平成 19 年 (2007)		■ 配偶者暴力防止法一部改正法公布 ＜翌年施行＞ ■ パートタイム労働法一部改正法公布 ＜翌年施行＞ ■ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ■ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略決定	■ 「第 3 次女性行動計画 きょうと男女共同参画推進プラン」改定 ■ 「配偶者等からの暴力に関する調査」実施
平成 20 年 (2008)		■ 次世代育成支援対策推進法一部改正法公布＜翌年施行＞	■ 京都市会が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のまちづくりに関する決議」を可決
平成 21 年 (2009)		■ 育児・介護休業法の一部改正法公布 ＜翌年施行＞ ■ 男女共同参画シンボルマーク決定	■ 「男女共同参画に関するアンケート」実施 ■ 男女共同参画審議会に「第 4 次男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プランについて」諮問 ■ 厚生労働省の「仕事と生活の調和推進宣言都市」に選定

	世界（国連など）	国	京都市
平成 22 年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申 ■ 「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 ■ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ■ APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画審議会「第4次男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プランについて」答申 ■ 「日本女性会議2010 きょうと」開催 ■ 「おびたけ未来へ！京プラン 京都市基本計画」策定
平成 23 年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足 	<ul style="list-style-type: none"> ■ パープルダイヤル（性暴力・DV相談電話）実施 ■ APEC女性と経済サミット（WES）会合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第4次男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン」 ■ 「DV対策基本計画」策定 ■ ドメスティック・バイオレンス相談支援センターの開所
平成 24 年 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画策定 ■ 「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金制度の創設 ■ 「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰制度の創設 ■ 真のワーク・ライフ・バランス推進員の設置
平成 25 年 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもと女性のためのサミット“Every Women Every Child Taking Action Summit”開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若者・女性活躍推進フォーラムの開催 提言 ■ 配偶者暴力防止法一部改正法公布＜翌年施行＞ ■ ストーカー規制法一部改正法公布・施行 ■ 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍促進」を位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード表彰制度の創設 ■ 「真のワーク・ライフ・バランス」ポータルサイト開設 ■ 「男性のためのDV電話相談」開設
平成 26 年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 ■ 「女性の活躍促進に関する世論調査」実施 ■ 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo2014）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女共同参画に関するアンケート」実施 ■ 「配偶者等からの暴力に関する市民意識調査」実施
平成 27 年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） ■ 第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性活躍推進法公布・施行＜地方公共団体及び事業主の行動計画の策定については翌年施行＞ ■ 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ■ 男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について」答申 ■ 「男女共同参画基本計画（第4次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画審議会に「第4次男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プランの中間見直しについて」諮問 ■ 「『真のワーク・ライフ・バランス』に関するアンケート」実施 ■ 「輝く女性応援京都会議」発足
平成 28 年 (2016)			<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画審議会「第4次男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プランの中間見直しについて」答申 ■ 「第4次男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン（改定版）」策定

7 用語解説

<ア行>

● 一時保護

「売春防止法」に基づき各都道府県に必ずひとつ設置されている婦人相談所（元々は、売春を行うおそれのある女性の相談、指導、一時保護を行う施設であったが、様々な相談に応じる中で、「配偶者暴力防止法」成立前から、DVの相談・保護にも取り組んできた。現在は、「配偶者暴力防止法」に基づいて配偶者からの暴力の被害者の相談、指導を行っている。）に、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。

● HIV

Human Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス）のことで、ヒトの体をさまざまな細菌、カビやウイルスなどの病原体から守るのに大変重要な細胞である。Tリンパ球やマクロファージ（CD4陽性細胞）などに感染するウイルスである。HIVは大きく分けて、HIV1型とHIV2型がある。

HIVがTリンパ球やマクロファージ（CD4陽性細胞）などに感染した結果、これらの細胞の中でHIVが増殖する。このため、免疫に大切なこれらの細胞が体の中から徐々に減っていき、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなり、さまざまな病気が発症する。この病気の状態をエイズ（AIDS:Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群）という。代表的な23の疾患が決められており、これらを発症した時点でエイズと診断される。

● M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

<カ行>

● 家族経営協定

農業等の家族従業者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にするため、家族員間で就業条件、役割分担、収益の分配方法、経営移譲等について協議し、合意した事項を書面などで取り決めること。

● 京都府家庭支援総合センター

京都府では平成22（2010）年4月に、児童虐待やDV、障害など家庭を取り巻く複雑・多様化する諸課題に的確かつ迅速に対応するため、児童相談所、婦人相談所、身体障害者更正相談所、知的障害者更正相談所を統合し、家庭問題に関する総合的な相談機関として「家庭支援総合センター」を整備した。

また、あわせて、東山母子生活支援施設（東山ファミリーホーム）及び警察本部の少年サポートセンターを合築している。

● くるみん

厚生労働省が認定した子育てサポート企業であることを内外にアピールすることができるマークのこと。

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、301人以上（平成23（2011）年4月1日からは101人以上）の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を図るための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出・公表等することが義務付けられている。事業主は、一定の要件を満たす場合に、申請を行うことで「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受け、「くるみんマーク」を広告、商品、求人広告などにつけ、子育てサポート

企業であることを内外にアピールすることができる。



くるみんマーク

● 合計特殊出生率

15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均の推定値のこと。

● 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家事・育児」、「男は主要な業務・女は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

<サ行>

● ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

● ジェンダー・バイアス

男女間におけるジェンダーによる期待、処遇、認識等の偏りのこと。

● 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

昭和54（1979）年に国連総会で我が国を含む130箇国の賛成によって採択され、昭和56（1981）年に発効され、我が国は昭和60（1985）年に批准している。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。

なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定している。

<タ行>

● DV

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略

配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力で、その多くは男性から女性に対して加えられている。身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力なども含まれる。

● デートDV

親密な関係にある婚姻関係にない交際相手等などから受けるDVのことをいう。

<ナ行>

● 二次的被害

配偶者からの暴力により心身ともに傷ついた被害者が、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、更に傷つくことをいう。

<ハ行>

● 配偶者暴力相談支援センター

都道府県は、「配偶者暴力防止法」により、婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことが義務付けられており、市町村でも、平成19（2007）年の同法の改正でその設置が努力義務とされている。

● 婦人相談員

「売春防止法」に基づき、都道府県知事又は市長の委嘱を受け、保護を必要とする女子等の発見に努め、相談に応じ、必要な指導をすることを業務としている。「配偶者暴力防止法」により、配偶者からの暴力の被害者の相談に応じ、必要な指導を行っている。

● 保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その生命及び身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含む。）に対し発する命令をいう。

● ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

一般的には、過去における社会的・構造的な差別によって現在不平等な状態に置かれている集団に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を図ることを目的とした暫定的措置。この計画では、様々な活動に参画できる機会の男女格差を改善するため、男女いずれか一方に対し、その機会を積極的に提供する意味で使っている。

<ラ行>

● リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言・行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないということばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態になることを指す。」とされている。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

第4次京都市男女共同参画計画

きょうと男女共同参画推進プラン 改定版

～ひとりひとりが輝く 色彩あふれる世界へ～

発行：京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL：075-222-3091 FAX：075-222-3223
URL：<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0.html>
E-mail：danjo@city.kyoto.lg.jp



この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。コミュニティ回収や古紙回収等に出してください。

